２０１８年度　大阪市への要望と回答、折衝記録

＜教育＞

１　障害のある子どもへの合理的配慮の実現のために、行政の責任で基礎的な教育環境整備をおこなってください。

（回答）

本市では、これまでより障がいの有無に関わらず、「共に学び、共に育ち、共に生きる教育」を推進しており、引き続き、発達障がいを含む障がいへの理解を深め、障がいのある児童生徒が、地域で学びやすい基礎的環境整備を行うとともに、ユニバーサルデザインを取り入れた本市のインクルーシブ教育システムの充実と推進に努めてまいります。

２　急増する特別支援学級在籍児童・生徒や障害の実態・種別にみあった、学級設置及び教職員配置等を行ってください。

（回答）

各学校の子どもの実態や課題等に対応ができるよう、定数改善を国へ要望していくとともに、今後も引き続き、各学校の実情・実態をより精緻に把握し、教職員の適切な配置に努めてまいりたいと考えております。

２①　障害種別による学級設置を遵守してください。

（回答）

特別支援学級設置に関しましては、各小・中学校長より提出された「特別支援学級設置計画に関する報告書」にもとづき、特別支援学級に在籍する児童生徒の障がい状況に応じた学級設置ができるよう努めてまいります。

【質疑】

○鶴見区の小学校の支援級に在籍してる。支援級籍でも基本的に通常級で授業を受けているが、支援級担任が通常級に支援に入っていただく授業が国語・算数以外ではほとんどなくなった。一人ひとりの障害に応じた配慮がなされているとは言えない。インクルーシブ教育の理念が生きていないのではないか。各学校の実態を調査して把握すべきだ。学校からの申告で教員を増やした実例はあるのか。

○西淀川区の小学校に在籍している。息子は自閉症だが、支援をしてくれる教員がついてくれていない。障害特性についてもしっかりと理解できる教員を養成してほしい。

○市内の小学校に在籍している。自閉症で療育手帳は出ていないが精神保健福祉手帳は交付されている。国語、算数は支援級で授業を受けているが、先生の手が足りない時は通常級で過ごしており、先生の目が離れる「終わりの会」などではトラブルになることも多い。

・各学校の実情について、日々各課連携しながら把握している。人事課としては障害だけではなく、外国籍の児童など特別の支援を要する児童に対してその状況を把握している。学級数は児童生徒数に基づいて定まることになっており、その学級数に応じて教職員数が配当される。さらに加えて教員の加配メニューに応じた加配が行われることから、どの学校にどれだけ教育を加配するのかについての状況把握を行っている。免許を要しない支援員についてはその上での配当となる。教職員の人件費については、ざっくりと言って３分の１を国が持ち残りを市が持っている。

○障害種別ごとに学級設置するようきちんと対応した上で、各校の特別の事情の勘案した対応が求められているが、そうした対応は行われているのか。

・市内小学校の学級数は１２９３学級で、６２５５名在籍している。平均して一学級当たり４．８人の生徒数となる。中学校は一学級４．３人となっている。

○教員の数を増やしてほしいということが切なる願いだ。一学級８人という基準が実態にあっているのかが問題。軽度だから一学級９人でも良しとすることを考えていることはないのか。

・教職員増は国に要望するしかない。あわせて定数改善も国に要望することは重要だ。９人で１学級を編成するということはない。一人でも超過すれば２学級とする。

○実際に各学校まで出向いて状況を把握しているのか。ぜひ現場の実態把握をしていただきたい。

・巡回相談事業も行っており必要先には訪問し状況の共有を図っている。

２②　１学級の定数を８名から６名に引き下げる等、大阪市の独自基準を策定してください。
③　学級設置相当数の教室を確保・整備してください。（文書）

（回答）

小・中学校の特別支援学級における学級編制につきましては、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」において１学級あたりの定員が８人と定められており、本市においてもその基準に基づき、学級編制を行っております。また、特別支援学級の児童生徒が増加している現状のもとで、一人ひとりのニーズに応じたきめ細やかな指導を推進していけるよう、本市としても指定都市教育委員会協議会を通じ、学級編制の標準の引き下げについて、国に対して要望を行っております。大阪市教育委員会といたしましては、特別支援学級在籍児童生徒数の増加、障がいの重度化・多様化を踏まえ、障がい状況に応じた学級設置に努めてまいります。

３　「20 人以上の子どもが特別支援学級に在籍している」「医療的ケア児が在籍している」「障害が重複している子どもが在籍している」など特別支援教育に関わる特別な困難を抱えた学校に、教員加配を行なう等の教育条件の改善を行ってください。

（回答）

各学校の子どもの実態や課題等に対応ができるよう、定数改善を国へ要望していくとともに、今後も引き続き、各学校の実情・実態をより精緻に把握し、教職員の適切な配置に努めてまいりたいと考えております。教育委員会といたしましては、特別支援学級在籍児童生徒数が年々増加している状況の中で、障がいも重度化・多様化していることを踏まえ、特別支援学級に在籍する児童生徒の障がいの実態をもとに障がい状況に応じた学級設置に努めてまいります。

４①　３５人学級以下学級を実現してください。（文書）

（回答）

小・中学校における学級編制につきましては、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」に基づいて、１学級 40 人（小学校１年生は１学級 35 人）を基本として編制することとなっております。少人数学級につきまして、大阪市は小学校２年生についても 35 人で学級編制を実施しているところであります。また、学級編制の標準の引き下げは、国の責任においてその財源と共に実施されるべきと考えており、本市としても指定都市教育委員会協議会を通じて、国に対して要望を行っております。

４②　特別支援学級在籍者を含めた人数が、定数（３５人・４０人）を超えることがないように学級編制をしてください。

（回答）

小・中学校における学級編制は、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」および「同施行令」に基づいて、１学級 40 人（小学校１年生は１学級 35 人）を基本として編制することとなっております。少人数学級につきまして、大阪市は小学校２年生についても 35 人で学級編制を実施しているところであります。小学校・中学校の特別支援学級の学級編制基準については、１学級あたりの定員が８人と定められており、通常学級の学級編制に特別支援学級の児童生徒を含めないこととされております。本市としては、インクルーシブ教育システムを推進する観点から、通常学級において特別支援学級の児童生徒が学ぶ機会が増えていることから、通常学級の学級編制にあたっては、特別支援学級の児童生徒を加えて学級編制されるよう、指定都市教育委員会協議会を通じて国に対して要望しております。

【質疑】

○西淀川区内の小学校に在籍している。　一年生９０人のうち支援学級籍の児童が９人いる。３年生になると一クラス４５人になるのではないかと心配している。給食の配食やロッカーなどの設備の整備、生徒間の距離や大人数が苦手な子のストレスなど、多くの支障が発生する。

○４年生になり４２人学級になってしまった。大人数のため学級運営に支障が生じた。早急に改善してほしい。

・学事科　学級編成担当　学級編成の改善について国に要望している。

○市独自の対応策が欠かせない。どう考えているのか。

・財源の問題等もあるが、市としても重要な課題であると認識している。

○堺市では３８人学級を実現している。大阪市はどんどん取り残されている。恥ずかしい状況だ。

５　大阪府に移管された旧大阪市立特別支援学校の教育条件の改善・充実を行うとともに、大阪府と協力して支援学校を新設してください。

５①　大阪市立特別支援学校の府移管にあたっての効果検証を行なってください。（文書）

（回答）
大阪市立特別支援学校につきましては、平成 26 年 9 月市議会、平成 26 年 10 月府議会において、大阪市立学校設置条例の改正案（市立特別支援学校の廃止）、大阪府立学校条例の改正案（府立支援学校の設置）が可決され、教育サービス水準の低下をきたすことのないよう府市教育委員会で協議・調整を行い、平成 28 年 4 月に大阪府へ移管されました。移管後の支援学校の運営に関する効果検証につきましては、学校設置者である府教育庁において行われるべきものと認識しております。大阪市教育委員会といたしましては、今後も府教育庁と連携しながら、大阪の特別支援教育のより一層の発展に向け取り組んでまいります。

５②　府移管にともなう教育条件の後退・悪化に対し、大阪市の責任で復元・改善の方策を検討・実施してください。（文書）

（回答）
移管後の支援学校は、本市においてこれまで長年培ってまいりました、特別支援教育の取組も踏まえて、大阪府教育庁において他の大阪府立支援学校と同様に、大阪府の基準に則り適切に学校運営されるべきものと認識しております。

５③　大阪市内への特別支援学校の新設を、大阪府教委に要望してください。特に、西大阪地域に、知的障害支援学校を新設してください。

（回答）
大阪市内を含めた支援学校の整備につきましては、学校設置者である大阪府がその責任と権限において、府内の支援学校全体の状況を把握したうえで、総合的な視点から適切に対応するものと認識しております。

【質疑】
〇東淀川支援学校の高等部に在籍している。災害の時など遠くの支援学校に通わないといけない事情が親の不安を拡大している。近くに安心して通える学校がほしい。
・大阪府に状況をしっかりと伝えていきたい

５④　保護者からの特別支援学校への転校希望について、速やかに対応してください。

（回答）
転学に関する相談につきましては、本人・保護者の意向を尊重し、障がいの状態の変化や支援の内容、支援体制、友人関係や指導の継続性をふまえながらすすめております。なお、平成 27 年６月から就学・転学に関する相談員を配置してまいりました。平成 28 年度から、電話での相談に加え、インクルーシブ教育推進室への来所による保護者、学校からの相談にも対応しており、今後も府教育委員会とも連携し、適切に対応してまいります。

６　中学校教育段階における障害児教育を拡充してください。（文書）

６①　中学校の支援学級において、特別な教育ニーズを持つ生徒たちの実態に見合ったきめ細かな教育を保障するため、学校全体で取り組んでいけるようにしてください。

（回答）
本市では、これまで、障がいの有無に関わらず、地域で「共に学び、共に育ち、共に生きる」教育を推進し、地域の小・中学校で学ぶことを基本としております。各校においては、学校の教育活動全体を通じて、交流及び共同学習を進めるとともに、生徒の自立の可能性を最大限に伸ばすため、特別支援教育コーディネーターを中心として、障がいのある生徒一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援を実施しております。また、今年度、特別支援教育コーディネーターガイドブックを改訂し、適切な指導・支援に向けて各校に配付し、広く教職員が活用できるようにしております。教育委員会としましては、巡回相談、特別支援教育に関する研修の実施、特別支援教育サポーター、インクルーシブ教育推進スタッフを配置し、各校の取組を支援しており、今後も、各校が学校全体で取り組んでいけるよう努めてまいります。

【質疑】
〇都島区の中学校の親から相談を受けた。２年生の学年で不登校児童が多く発生し教員が分担して電話をかけたり訪問して対応している。不登校の主要な背景に厳しい校則などの問題がある。約束の時間に遅れた場合なども厳しく叱責される。気持ちの切り替えができにくい子などが耐えられなくなってしまう。
・障害のあるなしにかかわらず、子どもたち一人ひとりの状況に応じてきちんと指導することは重要。合理的配慮についてもしっかりと取り組まなければならない。学校現場と本人・保護者との合意形成が重要と考えている。校長会等で校長がリーダーシップを取って対応するよう求めている。

学校全体として特別な支援に対する体制づくりを推進していただくようお願いをしている。平成１９年４月に特別支援教育の推進についての通知が出され、そこでも校長のリーダーシップの重要性が示されている。教育委員会としては一人ひとりの特性に応じた対応が重要と考えている。

○特別支援コーディネーターガイドブックを障連協にも送付してほしい。

・了解した。

６②　自閉症スペクトラム等発達障害のある児童に見合った学習の場を充実してください。（文書）

（回答）

本市では、従来、障がいの有無に関わらず、地域で「共に学び、共に育ち、共に生きる」教育を進め、障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒が共に学ぶインクルーシブ教育システムの充実と推進に取り組んでおります。各校では、自閉症スペクトラム等の発達障がいを含めた障がいの状況に応じ、通常学級や特別支援学級等の学びの場を活用し、生徒一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援を実施しております。教育委員会としましては、障がいへの理解を深めるため、障がいのある児童生徒が地域で学びやすい基礎的環境整備を行い、本市のインクルーシブ教育システムの一層の充実に努めてまいります。

７　競争をあおり点数による序列化につながる、学力テストを実施しないでください。（文書）

７①　市統一テストを実施しないでください。（文書）

（回答）

「大阪市小学校学力経年調査」につきましては、学力を客観的に捉えた個人の記録を経年的に把握していくことで、より丁寧に児童一人一人に応じた指導の充実を図るため、平成 28 年度より、小学校３年生から６年生の全児童を対象に、国語・社会・算数・理科の４教科及び質問紙調査について実施しております。目的については、「児童及び保護者が、自身及び子どもの学習理解度及び学習状況等を知り、目標をもって主体的に学習に取り組めるようにする」「各学年について統一した問題を実施することにより、児童一人一人の学習理解度及び学習状況等を客観的・経年的に把握・分析し、学校における授業改善や児童一人一人に応じたきめ細かな指導の充実等を図り、組織的かつ継続的な学力向上施策の検証改善サイクルを確立する」「幼小中高における学びの連続性を確保する観点から義務教育段階で身に付けておかなければならない力を確実に定着できるようにする」「児童の学習理解度及び学習状況等を把握し、各学校の課題に応じた支援の充実を図る」の４点としております。これらの目的等にそって、平成 30 年度につきましても、調査対象の児童の在籍するすべての小学校において実施いたします。

７②　府チャレンジテストに参加しないでください。（文書）

７③　府チャレンジテストの内申評価反映にともない、評価が下がった特別支援学級在籍生徒の実態を調査してください。その上で、不利益を被っている障害児に適切に対応してください。（文書）

（回答）

「大阪市統一テスト」については、結果を個々の生徒の評定に活用し、大阪府公立高等学校入学者選抜における調査書に記載する評定の公平性、信頼性を確保するとともに、学校が生徒一人ひとりの学力を的確に把握し、学習指導の改善及び進路指導に活用することとしています。「大阪府／中学生チャレンジテスト」については、大阪府教育委員会が、府内における生徒の学力を把握・分析することにより、大阪の生徒の課題の改善に向けた教育施策及び教育の成果と課題を検証し、その改善を図り、それに加えて、調査結果を活用し、大阪府公立高校入学者選抜における評定の公平性の担保に資する資料を作成し、市町村教育委員会及び学校に提供する。また、市町村教育委員会や学校が、府内全体の状況との関係において、教育施策等を検証後、課題改善に向けた取組を通じて、学力向上のためのＰＤＣＡサイクルを確立する。さらに、学校が、生徒の学力を把握し、生徒への教育指導の改善を図る。そして、生徒一人ひとりが、自らの学習到達状況を正しく理解することにより、自らの学力に目標を持ち、また、その向上への意欲を高めることを目的として実施しています。この数年のテストによる評定の修正は極めて少数であったという結果は、教員が日々丁寧な教育活動により生徒の学習を正しく評価していると捉え、教員の学習評価を行う力は年々向上していると考えております。生徒の学習評価に関しましては、目標に準拠した評価が導入され、指導と評価の一体化をもとに、各学校において、生徒一人ひとりの普段の頑張りや、日々の努力を適正に評価されているものと認識しております。いずれにいたしましても、本市教育委員会といたしましては、今後も大阪府教育委員会と連携し生徒の適切な評価について検討してまいります。

８　医療的ケア児を含む重度の障害を持つ子どもたちへの教育保障を、市の責任で行ってください。

８①　医療的ケア児のいる学校に、看護師を常時配置してください。

（回答）
医療的ケアにつきましては、従前から学校と家庭と主治医とで連携をとり、必要なケアの実施に努めていただいております。平成 23 年 12 月 20 日付けで文部科学省が通知した「特別支援学校等における医療的ケアへの今後の対応について」により、これまで実質的違法性阻却の考え方に基づいて医療的ケアを実施してきた特別支援学校や小学校・中学校の教員についても、一定の研修を受けることで、たんの吸引等（特定の者対象）の医療的ケアが制度上実施可能になりました。
この通知に基づき、平成 24 年度から大阪市教育委員会が登録研修機関として、年２回の医療的ケアのたんの吸引等（特定の者対象）基本研修を実施しており、各校では複数の教職員が受講し、校内体制を作るよう周知に努めております。また、看護師配置につきましては、小・中学校で学ぶ医療的ケアが必要な児童生徒が増加している中、引き続き看護師の常時配置に向け、看護師の確保に努めてまいります。
今後も医療的ケアが必要な児童生徒一人一人が、安全、安心して学校生活を送ることができますよう、体制整備に努めてまいります。

８②　校外活動、宿泊行事に安全に参加できるように、看護士の配置や移動手段にかかる予算措置等を大阪市の責任で行ってください。

（回答）
医療的ケアにつきましては、従前から学校と家庭と主治医とで連携をとり、必要なケアの実施に努めていただいております。教育委員会としましては、医療的ケアが必要な児童生徒が地域の学校で安心・安全に学校生活を送ることができるよう、対象児童生徒の在籍する小学校、中学校への看護師の常時配置に努めております。また、校外学習や泊を伴う行事に、医療的ケアが必要な児童生徒が参加する場合、また教育委員会が付き添いを必要と認める場合は、学校長からの申請に基づき、該当校への看護師の配置を行っております。今後も引き続き、医療的ケアを必要とする児童生徒一人一人が、安全、安心して学校生活を送ることができますよう、体制整備に努めてまいります。

【質疑】
〇鶴見区の小学校に在籍している。林間学校に看護師が同行していただき安心して参加することができたが、医療的ケアが必要な子どもや、重度障害児、動きの激しい情緒障害児等について心配している。
・各学校から資料を提出していただいた上で、教育委員会のチーフ看護師が学校に出向き、関係者から事情を聞き、看護師配置を検討している。年度途中に医療的ケアに移行するケースも想定して、学校長ともよく相談して対応している。今後も人の確保について積極的に動いていきたい。

９　看護師、発達相談員、心理判定員、機能訓練士、言語聴覚士などの専門職員を、必要に応じて配置してください。

（回答）
本市におきましては、障がいの有無に関わらず、すべての子どもが「共に学び、共に育ち、共に生きる」教育を推進しており、教育委員会では、各校園における支援体制の構築にむけて、特別支援教育巡回相談を実施しております。巡回相談では、障がいのある幼児児童生徒の増加及び障がいの多様化に伴い、各校園からの相談ニーズに応じ、平成 28 年度より巡回アドバイザーを、臨床心理士、作業療法士、言語聴覚士、理学療法士の４名体制とし、学校園を巡回して各専門領域からの助言を行っております。また、教育委員会では、医療的ケアが必要な児童生徒の在籍する小学校・中学校に対し、看護師の常時配置に努めております。今後も、障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒が共に学ぶしくみであるインクルーシブ教育システムの充実と推進に向け、引き続き、特別支援教育の充実に取り組んでまいります。

１０　特別支援教育サポーターを整備・拡充してください。（文書）
１０①　フルタイム、または授業終了時までの勤務としてください。（文書）

（回答）
校内における特別支援教育の充実に向け、平成 27 年度より「特別支援教育補助員」、「教育活動支援員」の配置事業を一本化し、障がいのある児童生徒の交流及び共同学習をより充実して実施することを目的とした「特別支援教育サポーター」を配置しております。平成 25 年度には中学校での 2 学期が開始する 8 月 25 日からの配置、平成 26 年度には小・中学校における土曜授業への配置、平成 29 年度には小学校での 2 学期が開始する 8 月 25 日からの配置を実施し、配置日数を増やしております。
限られた予算の中、現状ではフルタイムまたは授業終了時までの勤務は困難でございます。

１０②　年度当初からの採用としてください。（文書）

（回答）
学校からの申請を踏まえ、特別支援教育サポーターの配置が必要かつ有効であると認めた学校に対して、年度当初から活用できるよう、特別支援教育サポーターを配置しております。今後も、引き続き適切な配置に努めてまいります。

１０③　大阪市が責任を持って特別支援教育サポーターを採用し配置してください。（文書）
（回答）
特別支援教育サポーターは、各学校からの申請に基づき、配置が必要かつ有効であると認めた学校に対し、配置を行っております。特別支援教育サポーターの採用につきまして、各学校での面接等、本人の意思を確認の後、関係職員の登録手続きを行い、勤務いただいております。教育委員会としましても、特別支援教育サポーターの人材確保について、教育委員会のホームページ等の募集により広く周知しており、引き続き、人材の確保と配置に努めてまいります。

１０④　特別支援教育サポーターの賃金・労働条件を改善してください。（文書）
（回答）
賃金日額につきましては、平成 26 年度の特別支援教育補助員・教育活動支援員の賃金日額 4,190 円から平成 27 年度特別支援教育サポーターの賃金日額は 4,500 円に改訂しました。平成 29 年 9 月 30 日に改定を行い、日額 4,500 円から 4,600 円に、平成 30 年 10 月 1 日に改定を行い、日額 4,685 円に増額しております。各種の社会保険制度につきましても、勤務日数の状況に応じて適用しており、今後も、待遇改善に努めてまいります。

１１　食事への配慮が必要な子どもへの個別対応給食（障害児食）を拡充してください。（文書）
１１①小学校給食における個別対応給食（障害児食）を拡大実施してください。（文書）
（回答）
本市におきましては、これまでより障がいの有無にかかわらず、「共に学び、共に育ち、共に生きる」教育を推進しております。本市の学校給食は、文部科学省が示している「学校給食衛生管理基準」に沿って、本市が作成した「給食調理・衛生管理マニュアル」に従い、給食調理・衛生管理を行っており、給食室で二次調理を行う場合でも、同様の手順を踏む必要があると考えています。すべての学校で給食調理完了後に個々個別の児童の状況に応じて調理を行うことは、時間及び作業工程上困難です。しかしながら、障がいのある児童への個別対応食の提供について、どのような対応ができるのか、関係担当と連携し、現在、実態把握や実施方法について検討しているところです。

１１②　中学校給食の内容を改善してください。（文書）
（回答）
中学校給食につきましては、温かいおかずの提供やアレルギー対応等をより充実するため、親子方式を中心に、自校調理方式を組み合わせた「学校調理方式」に平成 31 年度の２学期までに、移行していく予定です。なお、「学校調理方式」に移行するまでの間は、食缶を用いた温かいおかずの提供や献立内容の充実を行いながら、デリバリー方式による中学校給食を実施していきます。

１１③　中学校給食における個別対応給食（障害児食）を実施してください。（文書）
（回答）
本市におきましては、これまでより障がいの有無にかかわらず、「共に学び、共に育ち、共に生きる」教育を推進しております。中学校給食につきましては、デリバリー方式及び親子方式を中心に、自校調理方式を組み合わせた「学校調理方式」により実施しておりますが、学校調理方式の学校給食は、文部科学省が示している「学校給食衛生管理基準」に沿って、本市が作成した「給食調理・衛生管理マニュアル」に従い、給食調理・衛生管理を行っており、給食室で二次調理を行う場合でも、同様の手順を踏む必要があると考えています。すべての学校で給食調理完了後に個々個別の生徒の状況に応じて調理を行うことは、時間及び作業工程上困難です。また、デリバリー方式につきましても、個別対応給食の実施は困難であると考えております。しかしながら、障がいのある生徒への個別対応食の提供について、どのような対応ができるのか、関係担当と連携し、現在、実態把握や実施方法について検討しているところです。

１２　相談活動の充実に向けて、小中学校特別支援教育コーディネーターを専任で配置してください。（文書）
（回答）
特別支援教育コーディネーターについては国による定数措置がなされていないため、専任による配置

は困難であると考えており、引き続き、国の動向を注視してまいります。なお、特別支援教育コーディネーターは、主に校内委員会、校内研修の企画・運営、関係諸機関との連絡・調整、保護者からの相談窓口など、学校における特別支援教育の重要な役割を担っていると認識しております。

１３　就学・進学相談にあたっては、特別支援学校を含む多様な学びの場の情報提供を行い、相談・支援体制を充実してください。（文書）

（回答）

市では、障がいのある子どもの就学先を決める際には、本人・保護者の意向を最大限尊重し、「共に学び、共に育ち、共に生きる教育」の推進に向けて取り組んでおります。引き続き、通学区域の小学校がすべての就学相談の窓口となり相談や情報提供を行うとともに、平成 27 年度から「障がいのある児童生徒の就学や進学についての相談窓口」を教育委員会に設置し、新たに相談員を置いて電話や来庁による相談を行う等、本人や保護者の気持ちに寄り添った相談に努めております。

１４　障害児教育の専門性や継続性を高めるため、必要な手立てを講じてください。（文書）

１４①　特別支援学級担任が希望する場合、担任を継続できるようにしてください。（文書）

（回答）

特別支援学級の担任を含め、学校内における人事配置につきましては、実情に応じ、各学校の創意工夫のもと、学校長が決定しているところでございます。教育委員会といたしましては、引き続き各学校長から在籍児童生徒の状況等の把握に努めてまいりたいと考えております。

１４②　小学校の教員採用選考にも、特別支援学級採用枠を設けるよう検討してください。（文書）

（回答）

大阪市公立学校・幼稚園教員採用選考テストでは、平成 28 年度選考テストから、より専門性のある優秀な人材を確保するため、「中学校（特別支援学級）」枠を新設し、中学校の特別支援学級専任の教員として勤務する人材を募集しております。小学校については、特別支援学級専任の募集は行っておりませんが、平成 29 年度選考テストからは、特別支援学校教諭普通免許状を所有する人に対して加点制度を設けるなど、小学校においても、より専門性の高い人材の確保に努めております。教育委員会としましては、今後とも、採用選考テストの内容について、学生の動向や他自治体の制度も十分に把握しながら、さらなる改善に向け調査・研究を進めてまいりたいと考えております。

１４③　長時間過密労働の是正や、法で定められた休憩時間を適切に確保するなど、安全に丁寧に子どもに関われるよう、障害児教育に関わる教職員の労働条件を改善してください。（文書）

（回答）

教育委員会では、平成 26 年６月、教員委員会事務局の局・部長級全員を構成員とした「教育改革プロジェクトチーム」を設置し、そのプロジェクトチームのもとに、「学校業務改善ワーキンググループ」を設置し、校務支援ＩＣＴの利活用の促進や効率的な校務運営・人員マネジメントの検討を進めております。現在、「学校業務改善ワーキンググループ」において、「校務支援ＩＣＴ利活用の促進」、「部活動のあり方研究」、「副校長、教頭補佐、教頭補助の配置」、「学校への調査照会文書等の削減」といった観点から課題解決に向けての取組みを進めております。

それぞれの取組みの内容といたしましては、「校務支援ＩＣＴ利活用の促進」では、平成 25 年３月に教員一人１台のパソコンを配置するとともに、校務支援システムの開発と試験導入校、小学校 20 校、中学校 11 校の合計 31 校で検証を行い、平成 26 年度から全小中学校において成績処理や通知表の作成などの校務支援システムを全稼働しております。平成 27 年度には、全小・中学校で指導要録、学校日誌などの電子保存を開始させ、教職員・教頭の校務の効率化を図っております。今年度も引き続き、校務支援システム活用研究指定校、小学校５校、中学校８校の合計 13 校を選定し、各校において重点テーマを設け、調査研究を行い、取り組んだ実践事例を全校へ共有することにより、校務のＩＣＴ化による校務の効率化及び情報化、知識・知見の共有、積極的な保護者や地域への情報発信を推進し、校務支援システムの利活用の促進と定着を図っております。

次に、「部活動のあり方研究」では、中学校における部活動の振興・充実と教員の過重負担の解消を図るため、さらには部活動のあり方を検討するため、希望調査を基に選定した８つの中学校の８つの部活動に対し、委託した民間団体からの指導者の活用を平成 27 年度から平成 29 年度の３年間でモデル的に実施しております。平成 30 年度より、教員の長時間勤務の解消を図るため、部活動指導員方式を導入しております。この部活動指導員は非常勤嘱託職員で、校長の監督のもと部活動の技術指導に従事し、顧問を担い生徒の引率等も可能となっているものです。以上の２つの事業に取り組むことにより、部活動の振興・充実及び教員の長時間勤務の解消等の負担軽減にもつながる大阪市の部活動のあり方を研究し、平成 31 年度以降の事業展開を検討することとしております。

「副校長、教頭補佐、教頭補助の配置」では、校長・教頭を補佐する体制を構築するため、平成 25 年度から小中学校 23 校に副校長を配置し、平成 27 年度から小中学校 14 校に教頭補佐を配置しております。また、教頭補助（非常勤嘱託職員）を新任教頭配置校等 53 校に配置しております。中間的な効果検証では、時間外勤務時間数の減少等の一定の有効性が認められております。

「学校への調査照会文書等の削減」では、学校園において調査・照会文書等に対する業務の負担感が非常に高い状況であり、文書削減に向けた取り組みを進めていくことが、教職員、特に教頭の負担軽減に繋がることから、調査・照会文書等について、業務遂行上、必要不可欠なものに精選することはもとより、調査回数の減等に努めるよう、各課・担当へ通知し、調査・照会文書等の削減の取組みを実施しております。

「夏季休業中の学校閉庁日の設定」では、教職員の健康の保持、増進と心身の休養を図るため、毎年８月 15 日前後の３日間程度を学校閉庁日に設定し、夏季特別休暇や年次休暇、休日の振替等の取得を促進する旨、各校園長に通知しております。

「小学校・中学校への音声応答装置の導入」では、業務時間外の電話対応について、平成 30 年５月１日から音声ガイダンスによる対応を実施しております。ガイダンスの設定時間は、小学校では平日の午後６時から午前８時まで及び土曜日・日曜日・祝日、中学校では、平日の午後６時 30 分から午前８時まで及び土曜日・日曜日・祝日、としております。

「教員の長時間勤務解消に向けた調査研究等業務委託」では、民間事業者のノウハウを活用し、専門的な見地から勤務時間管理を含めた実効性のある業務改善策を策定・実施し、教員の勤務時間の短縮を図ること目的として、業務委託を実施しております。平成 30 年４月に、公募型プロポーザルにより決定した民間事業者に委託をしており、１学期において、調査研究報告書で示された学校現場の勤務実態及び課題を踏まえて、業務改善策を策定し、２学期において、モデル校（12 校）において、当該業務改善策を実施し、検証を行い、３学期において、モデル校での検証結果を取りまとめ、全校展開に向けた業務改善策・課題等を研究し、最終報告書として教育委員会に提出することとしております。

教育委員会といたしましては、引き続き、様々な学校業務改善に向けた取り組みを推進するとともに、業務改善の効果検証を行い、教職員の多忙化解消に向けての具体的改善策を検討してまいりたいと考えております。

１５　年度当初の学級設置ならびに、年度途中の教員の長期休暇・休職等にあたっては、特別支援学級担任に欠員が生じることのないよう、講師配置を速やかに行なってください。（文書）

（回答）

各学校の実情・実態をより精緻に把握し、講師確保を計画的かつ速やかに行う等、講師の速やかな配置に努めてまいりたいと考えております。

＜放課後保障＞

１６①　徒歩や公共交通機関を利用する場合も送迎加算の対象になるよう国に働きかけるとともに、大阪市独自に支援策を講じてください。また、送迎中も療育時間と認めるよう国に働きかけてください。

（回答）

現在、国の報酬において、放課後等デイサービスの送迎加算については、事業所と居宅又は学校までの送迎のほか、利用者と事前に合意のうえで定めた特定の場所（事業所の最寄り駅や利用者の居宅の近隣に設定した集合場所等）までの送迎を行った場合に算定できることとされていますが、徒歩や公共交通機関を利用した場合は、送迎加算の対象となりません。また、運営規程に定める営業時間は、事業所に職員を配置し、児童を受け入れる体制を整えている時間であって、送迎のみを行っている時間は含まないものとされています。放課後等デイサービスについては、発達支援を必要とする障がい児のニーズに的確に対応するため、質の向上や支援内容の適正化が求められているところであり、国の動向を注視してまいります。

【質疑】

○徒歩送迎の積み重ねが学校への自力通学にもつながっている。その重要性にかんがみて報酬上の算定に加えるよう国に要望してほしい。

・大阪市として送迎の実態について調査はしていない。ご要望について国に伝えていく。

○実態調査をお願いしたい。国は要望に対してどのように応えているのか。

・実態把握に努めてまいりたい。国からの回答はいただけていない。

１６②　利用人数に応じた出来高払いの報酬の在り方を見直し、安定した運営ができるように月額払いに

するよう国に働きかけてください。区分導入への各区の対応の実態を把握し、報酬の減額により子どもたちへの支援の低下につながることのないよう、問題を系統的に把握してその改善を国に働きかけてください。

（回答）

現在、国の障がい児通所給付費の支給については、給付決定保護者が通所支援を受けたとき、当該保護者に対して支援に要した費用を支給することとされており、その額は、国の算定基準に基づいて算出しています。また、平成 30 年度の障がい福祉サービス等報酬改定において、放課後等デイサービスの基本報酬については、利用者の状態像を勘案した新指標に該当する障がい児が利用者に占める割合に基づき、新たに設定された報酬区分を適用することとなりました。

この改正に伴い、本市といたしましては、平成 30 年４月１日時点で「区分該当」に係る決定を行う必要があったものの、平成 30 年３月 30 日以前に申請のあった支給対象者については、受付時に新指標による聴き取りを行っていないことから、新指標による判定に準ずる状態として本市が認めた児童に対し、区分該当の決定を行い、平成 30 年６月末までに受給者証の再交付を行うとともに、区役所職員への説明会を実施し、平成 30 年４月２日以降の受付から、各区において新指標に基づく判定を行っています。一方、報酬区分が「区分１」と判定された事業所の割合に全国的にもばらつきが見られることから、国の指示により平成 30 年７月から９月の児童数により再判定を行っているところであり、今後、国において執り行われる調査に合わせて実態把握に努めてまいります。放課後等デイサービスについては、発達支援を必要とする障がい児のニーズに的確に対応するため、質の向上や支援内容の適正化が求められているところであり、国の動向を注視するとともに、今後とも障がい児に対する必要な支援が行われるよう、国に対して報酬上の適切な評価について引き続き要望してまいります。

【質疑】

○新たに障害の軽重に関する区分が設けられ、軽度者と判定される児童への支援が主となった（「区分２」と判定された）ため、月平均して１５～２０万円の減収となった。区分２に判定された事業所はどれだけあるのか。状況は把握しているのか。

・事業所総数４７１カ所中、重度対象となる「区分１」は５５カ所となっている。

○国の判定基準は不十分。大阪市独自で基準判定する基準を作ってほしい。実態をリアルにつかんでほしいし、国の評価基準について大阪市はどのように考えているのか。

・区分の指標は国がつくったものだ。皆さんからの声をふまえて国に要望を挙げていきたい。

○市として実態把握を行ってほしい。

・サービスを必要とする人に安心してご利用していただけるよう実態把握に努めてまいりたい。

１６③　保護者の利用料の負担軽減を国に働きかけるとともに、市としても対策を講じてください。

（回答）

障がい児通所給付における利用者負担については、通所給付決定保護者の負担能力に応じた負担上限額が設定されており、本市としましては、全国共通のものとして定められるべきものと考えております。

【質疑】

○自分の事業所の３分の１の利用者はひとり親家庭だ。利用料の支払いが厳しい実態がある。きめ細かな軽減を行ってほしい。

・国に対して要望を挙げている。４．５歳児の児童発達支援の無償化については現在大阪市として実施している。

１６④　主たる対象が「重症心身障害児」の放課後等デイサービス事業所では、事業所内の配置に加え、看護師や指導員の添乗が必要なため、専門職の確保が困難であり経済的負担も深刻です。人員配置の緩和を国に働きかけてください。

（回答）

現在、国の報酬において、重症心身障がい児の送迎については、基本報酬により評価しているところであり、送迎加算の算定にあたっては、運転手に加えて指定通所基準の規定により置くべき職員（直接支援業務に従事するものに限る。）を１人以上配置していることとされています。なお、医療的ケアが必要な重症心身障がい児に対する送迎を行う場合には、喀痰吸引等を行うことができる職員を配置するよう努めることとされています。放課後等デイサービスについては、発達支援を必要とする障がい児のニーズに的確に対応するため、質の向上や支援内容の適正化が求められているところであり、国の動向を注視してまいります。

【質疑】

○重症心身障害児への対応が広がっていることはよかったと評価しているが、まだまだ数が不足している、また看護師の確保が困難となっている。実態を把握しているのか。

・看護師等の配置状況については把握できていない。

１７　学校と事業所の連携を図るため、学校（支援学校・校区の学校など）から事業者に行事予定表等を配布したり、支援内容を共有するための会議等への参加を保障するなどの手立てを講じるよう、各校を指導してください。

（回答）

放課後等デイサービスは授業の終了後又は休業日に支援を行うサービスであり、障がいのある児童に対し、一人一人のニーズに応じた適切な支援を提供し、また支援の質を高めていくには、学校等の関係機関と緊密な連携を行い、情報を共有することにより、児童に対する理解を深めていくことが重要であると考えております。また、平成 27 年度の障がい福祉サービス等報酬改定においては、児童が通う保育所や学校との連携を強化するため、学校等と連携して個別支援計画の作成等を行った場合や、就学前の児童等について就学等に関する相談援助及び学校等との連携調整を行った場合に対する評価が創設されています。なお、平成 27 年４月に厚生労働省で定められた「放課後等デイサービスガイドライン」においても、学校と事業所との連携が重要である旨が規定されており、市立の各小学校・中学校・高等学校、市内指定事業者あてにも周知しております。また、校長会や事業説明会等を通じて、学校と事業所との連携について周知しております。今後とも、児童が通う学校と実施事業所との連携が円滑に進むよう努めてまいります。

【質疑】

○周知は誰に対してどのように行っているのか。

・実態はつかみ切れていない。校長会、教頭が参加する事業説明会などの場で周知している。文科省・厚労省の両副大臣のトライアングルプロジェクトが示されたこともあるので、合理的配慮を軸とした連携を図っていきたい。

○学校下校時の管理が学校によってはほとんどなされていないところがあり、放課後事業所との間のトラブルも発生している。

○保護者を通して出ないと情報が得られないのか。困難ケースに対するケース会議なども直接学校と事業者で話しあうことはできないのか。

・保護者が毎回調整に入らないといけないというわけではない。年間行事予定表なども保護者を通じてということではなく、必要に応じて直接やり取りできるようガイドラインでは連携をきちんととるように書かれている。

○具体的な問題が発生した場合は、個別に相談に乗ってほしい。

・了解した

＜障害者総合支援法＞

１８　利用料１割負担を廃止するよう国に要望するとともに、大阪市独自の支援策を講じてください。（文書）

（回答）

自立支援給付における利用者負担については、国において利用者本人の属する世帯の負担能力に応じた負担上限額が設定されておりますが、平成 22 年４月以降、市民税非課税世帯については利用者負担が無料となりました。この応能負担は、全国共通のものとして設定されるべきものであり、利用者負担が困難な場合の軽減措置として、所得水準に応じた段階的な月額負担上限額の設定、居宅で生活されている方に対する通所施設・在宅サービス等軽減、補足給付や食費等に対する軽減措置、利用者負担により生活保護を受けることにならないようにするための減免措置等が設けられております。

軽減措置につきましては、今後も引き続き、国に対して、利用者の十分な状況確認を行ったうえで、適切な負担軽減措置、制度改善を行うよう要望するとともに、今後も、これらの各減免措置を十分活用していただきたいと考えております。

１９　充分な職員配置が行えるように、基本報酬の引き上げを国に強く求めてください。（文書）

（回答）

障がい者の居住地の地域性や生活実態に即したサービス水準が保てるとともに、障がい福祉サービス等事業者が適切な支援を安定して実施できるよう、本市としても国に対してサービス提供の現状に基づく様々な事業報酬の改善等を要望しているところです。今後とも、障がいのある方に対するサービスを安定的に提供するために、事業者において充分な職員配置が行えるよう、引き続き報酬の改善を要望してまいります。

２０　災害による事業所の損壊やライフラインの停止などで事業所を休所せざるを得ないとき、報酬減を補填する等の救済策を大阪市として講じてください。

（回答）

災害発生後も、障がいのある方々に対して途切れることなくサービスを提供するために、サービス提供体制の迅速な復旧は重要な課題であると認識しています。国の補助制度において、被災した社会福祉施設等の建物や設備の修繕等に対する整備補助（社会福祉施設等災害復旧国庫補助金等）がございますので、被災した事業所の運営に対しても国において支援策を講じるよう要望を行うこと等について検討してまいります。

【質疑】

○日割り実績払いにより、一日閉所すると４０～４５万円の減収となる。何とかしてほしい。

・災害等で運営が困難な場合についての貸付制度はあるが、それ以上の休業補償のような制度を市として講じることは困難。対応について国に要望してまいりたい。また、来年５月の１０連休などへの休所による減収への対応も困難だ。

・日割り実績払いは利用料に応じて報酬が支払われる公平な制度と認識している。

○日割り実績払いはサービスの質に直結する。大阪市は福祉労働を日雇い労働で良しとしているのか。

○災害時の市町村独自での補助等についても検討していただきたい。職員が参集できない場合や安全のために利用者を受け入れた場合への報酬算定など、柔軟な対応策を大阪市として検討していただきたい。

２１　現在国で検討されている地域生活支援拠点（障害児・者の地域生活支援推進のための多機能拠点構想）について、大阪市としてどのように整備していく考えかを示してください。（文書）

（回答）

地域生活支援拠点等（地域生活支援拠点または面的な体制）については、障がいの重度化・高齢化や「親なき後」を見据え、相談、緊急時の受入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりの各機能について、地域の実情に応じて整備することとされており、全国的に整備が進んでいない状況を鑑みて、国においてその整備期限が平成 32 年度末までに延長されたところです。本市におきましては、社会資源の整備状況等を考慮し、事業者同士が連携して地域生活を支える面的な体制整備を基本として整備を進めることとしております。面的な体制整備においては、特定の場所を１か所拠点として定めるのではなく、地域生活支援に必要な機能について様々な社会資源がそれぞれ担っていくこととなります。本市では、国が示す５つの各機能について、現場でのニーズや課題等を勘案しながら検討を進めており、平成 30 年度からは各区障がい者相談支援センターを基幹相談支援センターと位置付けて相談支援体制の充実を図っております。障がい者が地域で安心して生活していくために、緊急時の受入れや重度の障がいのある人にも対応できるサービス基盤の充実が重要であると考えており、今後とも各区単位を中心とした地域での支援体制の充実に向け、必要な機能の整備について進めてまいりたいと考えております。

２２　障害支援区分について、認定調査員への研修を徹底し、調査員によって障害支援区分に差異が生じないようにしてください。

（回答）

障がい支援区分の認定調査にあたっては、認定調査員に対し、就任時だけでなく、理解を深めるための研修会を開催するなど、調査員マニュアル等国基準の周知徹底をはかってきたところです。今後も、より適切に区分認定が行えるよう、調査員への研修に努めてまいります。

【質疑】

○障害の状態像が変わっていないのに障害程度区分が変更されることなどもあった。調査の公平性をきちんと確保できるようにしてほしい。

・調査員が状態をしっかりと把握したうえで、個々の状況が適正に調査に反映されるよう指導していきたい。就任時の新任研修を年２回、現任研修を年に１回開催し、必ず受けていただくこととしている。

○支給決定までの処理日数についての規定はないのか。

・総合支援法上は定められていない。

○行政手続法の対象にはなっていないのか。

・なっていない。

２３　大阪市が障害支援区分ごとに設けている「居宅支援決定基準」を撤廃し、一人ひとりの必要に応じて支給時間を決定してください。

（回答）

居宅介護の支給決定を公正かつ適正に行うため、あらかじめ支給の要否や支給量の決定について支給決定基準を定めております。しかしながら、支給基準時間を超えて支援を必要とする理由がある場合には、各区保健福祉センターと福祉局障がい支援課で協議を行い、障がい支援区分認定審査会の意見を聴いた上で、個別に適切な支給量を定めるものとしております。

【質疑】

○支給基準時間が足かせとなって、必要なサービスが受けられない。個々の生活状況に応じた柔軟な支給決定を行ってほしい。

・利用者間の公正を図る上で支給決定基準を設けている。

○基準内容を障連協に示してほしい。

・了解した。

２４　障害者・高齢障害者が利用できる生活施設・入所施設を整備してください。医療的ケアを含めた重度の方が安心して利用できる暮らしの場を市の責任で整備してください。

（回答）

本市においては、現在、新たな障がい者支援施設を整備する予定はありません。本市では、施設から地域生活への移行の推進に取り組んでおり、今後とも、障がいのある人が可能な限り施設に入所することなく、地域で安心して生活を続けることができるよう、地域移行や地域定着等の支援の充実を図ってまいります。また、本市では、障がい者の重度化・高齢化や「親なき後」を見据え、居住支援のための機能を地域の実情に応じた創意工夫により整備する地域生活支援拠点等の整備を進めることとしております。整備にあたっては、地域生活の支援に必要な機能を面的に整備することとしており、医療的ケアが必要な人など、重度の障がいのある人に対しても専門的な対応を行うことができる体制の充実も重要であると考えており、ニーズ等を踏まえた必要な機能について引き続き検討を進め、障がいのある人を地域全体で支える体制の強化を進めてまいります。

【質疑】

○入所施設の増設を求める様々な声が寄せられている。

・入所施設の整備の予定はない。まず地域でどのようにして支えていくのかについて考えていかなければならない。施設入所者の実態については把握していない。

○ショートステイを長期間利用し続ける、いわゆるロングショートとして大阪市が把握している人は何人いるのか。

・昨年度において２人いることを把握している。

○大阪市としてロングショートについて何等かの定義付けをしているのか

・ロングショートの定義はない。ショートステイを転々としているという実態から件数を出している。

２５①　障害児入所施設における職員配置基準の大幅な改善と合わせ、早急に児童養護施設並みとするよう国に要望してください。また、大阪市としても職員が増員できるよう予算措置を講じてください。（文書）

（回答）

児童福祉法による障がい児入所施設については、よりきめ細かな対応ができるよう職員配置基準の見直しや、良質な人材確保と事業者の経営基盤の安定を図ることができる適切な報酬単価への改善等を引き続き国に対して要望してまいります。

２５②　１８歳以上の入所者を速やかに適切な施設に移行するため、進路開拓のための職員を増員できるよう、大阪市として手当てを講じてください。（文書）

（回答）

本市では、平成 26 年８月から平成 28 年度の３年間で、「障がい児入所施設療育機能強化事業」として 18 歳以上の年齢超過者が多く入所する福祉型障がい児入所施設にコーディネーターを配置し、施設と連携しながら年齢超過者の地域移行の促進に努めてきたところです。しかし今般、平成 30 年３月末までとされていた年齢超過者の障がい児施設利用に係る、指定基準の特例措置が、平成 33 年３月末まで延長されることが、急遽国より示されました。一方、平成 30 年度の障がい福祉サービス等報酬改定において、グループホームや障がい者入所施設等への移行支援を推進するため、地域移行加算の算定回数を拡充するとともに、福祉型障がい児入所施設においては、平成 33 年３月 31 日までの間、他の社会福祉施設に入所する場合であっても加算の算定の対象とされたところです。本市としましては、引き続き障がい児施設と調整しながら、年齢超過者の円滑な地域移行の促進について改めて必要な支援のあり方について検討を進め、障がい児入所施設における専門的な療育支援機能の確保に努めてまいります。

２５③　看護師・臨床心理士などの専門職員の複数配置を強く国に要望するとともに、大阪市として加配措置を講じてください。（文書）

（回答）

平成 30 年度の障がい福祉サービス等報酬改定において、児童指導員等過配加算の区分が職員の専門性を評価した単位数に見直されるとともに、一定の基準を満たす事業所が人員配置基準以上に手厚い配置をしている場合に上乗せ評価を行うための区分が創設されました。本市としましては、今後とも国の動向を注視するとともに、他の指定都市等と連携しながら、国に対して、事業者の経営実態に見合う報酬水準を確保し、良質な人材の確保が図られるよう、引き続き働きかけてまいります。

２５④　小規模グループケア加算の増額を国に要望するとともに、大阪市として必要な職員数が確保できるよう手立てを講じてください。（文書）

（回答）

小規模グループケア加算については、障がい児に対し、できる限り家庭的な環境の中で職員との個別的な関係を重視したきめ細かなケアを行うため、小規模グループによるケアを行った場合に加算を算定しております。施設の安定的な運営に向けた職員の配置基準や報酬単価の設定等、必要な財政措置については、引き続き国に要望してまいります。

２６　グループホームの土地・建物の購入・建設及び改修について、設備整備補助を拡充してください。

２６①　高齢化・重度化などにより介護度が高くなる利用者が安心して生活できるよう、建物改修や備品購入などの補助額及び適用箇所数を拡充してください。

２６②　スプリンクラーや自動火災報知機等の設置については、その費用の全額が補助金で交付されるよう国に強く要望するとともに、大阪市としても支援策を講じてください。

２６③　賃貸物件のグループホームが、消防法による対応で運営に支障をきたすことがないよう、大阪市として必要な手立てを講じてください。

２６④　市営住宅の消防設備については、設置から維持・保守まで、すべて大阪市の責任で行ってください。

（回答）

本市におきましては、グループホームは障がい者の地域生活を支える重要な社会資源であるとの認識にたち、グループホームの設置を促進するため、社会福祉法人等が、市内で新規に整備を行う障がい者グループホームに対し、国の社会福祉施設等施設整備費補助の対象外である、住宅の賃貸借、購入、住宅改造に関する補助、備品購入にかかる経費の補助を実施しているところです。また、障がい者の重度化・高齢化を踏まえ、障がい者の地域移行を進める観点から、グループホームにおいて、重度障がい者や高齢障がい者に対する支援を十分に行えるよう、サービス提供基盤の充実を図ることは重要な課題であると認識しており、国に対しては、適正な報酬単価の設定を行うなどグループホームの報酬を引き上げること、今後もグループホームの設置を推進できるよう対策を講じるとともに、円滑な設置が進むよう事業者の必要経費等に対し、十分な補助を行うための財政措置を講じることを引き続き要望してまいります。

スプリンクラー等の消防設備の設置義務につきましては、建築基準法上の取扱いに関する府下の申し合わせを行い、市消防局においては消防設備等の設置に係る特例基準が設けられているところであり、本市指定グループホーム事業者の対応状況等については、定期的に設置状況調査を実施し、把握を行っているところであり、今後も引き続き、グループホームに入居される障がい者の方々が地域で安全・安心な生活を送ることができるよう、各関係機関と連携しながら状況把握に努めてまいります。スプリンクラーの設置につきましては、平成 30 年度も継続されている国の社会福祉施設等施設整備費補助金を引き続き活用していくとともに、本市においても、平成 30 年度より賃借及び購入した家屋の住宅改造のうちスプリンクラー設備の設置にかかる工事費補助を実施しているところです。入居者がグループホームでの暮らしを安心して継続することができるよう、また、安定した事業運営が図られるよう、必要な対策及び十分な財政措置を講じることを講じるよう国に対して引き続き要望してまいります。また、今後も引き続き、グループホームを取り巻く本市状況を踏まえながら、本市補助制度の内容について検討を行い、設置促進及び既存グループホームの存続に取組んでまいります。また、賃貸住居や市営住宅を含めグループホームに入居される障がい者の方々が地域で安全・安心な生活を送ることができるよう、今後も引き続き各関係部局と連携してまいりたいと考えております。

【質疑】

○グループホームの整備補助を拡充してほしい。消防法改正によるスプリンクラー設置についても改善を求めたい。

・購入補助について１０００万円の上限枠が低いことは理解するが、財政の関係もあってご理解いただきたい。スプリンクラーについて整備補助を創設している。

○建設に関する価格が上昇していることを踏まえ単価を引き上げてほしい。
・状況を踏まえて検討していきたい。

２７①　自立生活援助が適用されることによって、利用者本人の意向に反してグループホームを退去させられることのないようにしてください。

（回答）

グループホームは、現行制度において、障がい支援区分「非該当」の方から「区分６」の方までが利用することのできるサービスであり、地域での生活を希望される方や住み慣れた地域で暮らし続けたいという方が、障がい支援区分の軽重を問わず、必要な支援を受けながら、希望する地域生活を送ることができる大切な「住まいの場」として、重要な役割を担っているところです。また、「地域移行」とは、単に居住の場所が施設や病院等から地域に変わるということではなく、障がいのある方が個々の希望に基づき、自ら選択した「住まいの場」で希望する「暮らし」を実現するために、必要なサービスや資源を利用し、安心した地域生活を送ることだと認識しております。グループホームでの地域生活を希望する障がい者が、障がい支援区分による利用制限を受けることのないよう国の動向を注視するとともに、適正な制度設計を行うよう国に対して要望してまいります。

２７②　「日中支援体制加算（Ⅰ）」について、平日のみが対象であること、利用者が２名であっても１名分しか算定されないことなど、きわめて不十分です。グループホームでの日中支援が安定的に行えるよう、その改善を国に強く要望するとともに、大阪市として必要な支援策を講じてください。

２７③　土・日・祝日や災害等による日中支援事業所の休所、急病などで、利用者が日中をグループホームで過ごす必要がある場合に、十分な支援を行うことができるよう制度の拡充を国に強く要望するとともに、大阪市として独自の補助制度等を設けてください。

２７④　社会的入院の解消について、グループホームを利用する場合日中活動の場も合わせて利用できるようにしてください。また、地域移行が円滑に行えるよう十分な移行期間を設けてください。

２７⑤　夜間支援体制加算について、障害支援区分を算定基準にせず、支援対象者の人数で算定するなど、到底重度や高齢の利用者の支援が十分にできる内容ではありません。必要な職員配置を行えるように、制度の拡充を講じるよう国に強く要望してください。

（回答）

グループホームは、現行制度において、地域での生活を希望される方や住み慣れた地域で暮らし続けたいという方が、障がい支援区分の軽重を問わず、必要な支援を受けながら、希望する地域生活を送ることができる大切な「住まいの場」として、重要な役割を担っているところです。本市としましては、今後も引き続き障がい者の生活実態や障がいの状況を考慮し、必要とされるサービスの支給決定を行っていきたいと考えております。また、日中支援や夜間支援の体制については、平成 26 年度からのグループホーム一元化に伴い、国において、一定評価がされているところですが、本市としては、グループホームが利用者に対して必要かつ十分な支援を行うことができるよう、実態に即した適正な報酬単価の設定を行うよう国に対して要望しているところであり、今後も引き続き、日中支援加算、夜間支援体制加算のさらなる充実等、グループホームの安定した事業運営が図れるような十分な財政的支援や制度の充実等について、国に対して要望してまいります。

２７⑥　グループホーム利用者の通院介護に、必要に応じて移動支援のヘルパーを利用できるようにしてください。通院介護によるヘルパーは慢性疾患の定期通院や月２回などの利用制限があり、突発的な病気や怪我などのときには利用できません。利用内容や回数を拡充してください。

（回答）

グループホームにかかる通院等介助については、基本的に日常生活の支援の一環として世話人や生活支援員がその役割を担うことになりますが、平成 19 年度から慢性疾患の利用者がいる場合、定期的に通院を必要とし、世話人等が個別に対応することが困難な場合があることから、月２回まで利用が可能となりました。また、急病など緊急避難的な対応が必要な場合は、移動支援事業による対応も可能としているところです。本市といたしましては、グループホームが安定的かつ継続的に運営できるよう、適正な報酬や職員配置基準等の制度の見直しについて引き続き国に対して要望してまいります。

【質疑】

○人材の確保が大変。報酬が改善できるよう単価を引き上げてほしい。通院介助も使いやすいものに改善してほしい。

・報酬を引き上げるよう国に要望している。通院介助については１回で４時間を使いきることも可能として柔軟に運用している。

２７⑦　グループホーム利用者がホームヘルパーを利用できるよう、国に強く要望するとともに、大阪市

として必要な支援策を講じてください。

（回答）

グループホームにおける居宅介護等の利用については、国においても、これまで利用対象者の拡大や制度の適用期間の延長など拡充が図られてきたところですが、平成33年３月31日まで経過措置となっているグループホームにおける個人単位での居宅介護等の利用は、重度の障がい者がグループホームに居住して地域で暮らすための大切な方策であることから、恒久的な制度とするよう国に対して要望しているところであり、今後とも引き続き要望してまいります。

２７⑧　新たに設けられた日中サービス支援型グループホームについて、重度の障害をもつ利用者も含めて支援できるよう、報酬単価を再度見直してください。

（回答）

日中サービス支援型グループホームについては、平成30年４月に創設されたところですが、重度の障がい者を受け入れるための人員配置や住宅改修を行うために十分な報酬が確保されているとは言えない状況であることから、今後、より重度の障がい者が地域移行していくためにも、重度の障がい者に対して必要かつ十分な支援を行うことができるよう適正な報酬単価の設定を行うなど、グループホームの安定した事業運営が図れるような十分な財政的支援や制度の充実等について、今後も引き続き国に対して要望してまいります。

【質疑】

○日中支援型グループホームの整備か所数はどうなっているか。

・現時点では指定事業所はゼロか所となっている。

２８　短期入所（ショートステイ）事業がより利用者の実態に対応したものになるように大阪市独自の支援策を講じてください。

２８①　ショートステイがいつでも利用できるよう設置個所を増やす対策として、グループホーム整備費及び設備整備費と同様の補助金制度を創設してください。

２８②　緊急時に利用できるように、緊急枠として空床を確保することに対する補助金制度を創設するなどの措置を講じてください。

２８③　各行政区に利用相談窓口を設置し、利用手続きなどがスムーズに行えるよう支援策を講じてください。

２８④　強度行動障害の利用者が安心して利用できるよう、職員加配等の支援策を講じてください。

（回答）

短期入所の利用を希望する人が、必要な時に利用できるようにするためには、サービス基盤の確保が必要であるため、国に対し報酬単価改定を含む制度の見直し等を引き続き働きかけてまいります。また、利用が必要な時に円滑に利用できるようサービスにかかる情報提供等の仕組みづくりについて検討していきます。

【質疑】

○短期入所についてどのように認識しているのか

・いわゆる「老・障介護」への対応をはじめ地域を支援していく上で欠かせない制度と考えている。緊急時に対応する重要な社会資源だ。

２９　生活介護事業を、希望する全ての人が利用できるよう、障害支援区分等の利用条件の緩和を国に要望してください。

（回答）

生活介護事業は、障がいのある方にとって、地域で生活するうえで必要な社会参加や日常生活を行う上で重要な支援であると考えております。本市といたしましては、支援を必要とする障がい者のニーズに対し必要な支援を提供できるよう、適切な報酬単価の設定等を国に対して引き続き働きかけを行ってまいります。

３０　就労継続Ａ型事業所について、運営や支援内容に問題が起こらないよう、監査・指導を強化してください。

（回答）

本市では、就労継続支援Ａ型事業所を含めた指定障がい福祉サービス事業者等に対して、指定時研修、集団指導及び事業所を直接訪問して行う実地指導等を実施しております。実地指導にあたっては、事業の適正な運営とサービスの質の確保にむけて、設備基準、人員基準及び運営基準などが遵守されているかの確認や帳票類と請求情報を突き合わせて、不適切な報酬請求がないかなどの確認等を行っております。特に就労継続支援Ａ型事業所につきましては、厚生労働省より、平成29年３月、「指定就

労継続支援Ａ型における適正な運営に向けた指定基準の見直し等に関する取扱い及び様式例について」及び、平成 30 年３月、「指定就労継続支援Ａ型における適正な運営に向けた指定基準の見直し等に関する取扱いについて」が通知され、本市としては、この通知に基づき、利用者の意向や能力等を踏まえ個別支援計画が作成され、当該計画に基づいたサービス提供が行われているかなど、運営面について事業者に対し指導しているところであります。また、実地指導の際、事業所内の見学を行い、設備の状況などを確認するとともに、実際の支援状況を確認することにより、不適切な支援の防止を図り、適切な支援が実施されるよう、必要に応じて事業者に対し指導しているところであります。

【質疑】

○利益優先のＡ型事業所が今もなお増えている状況がある。どのように対処しているのか。

・実地指導の中で対応している。

・１６０～１７０カ所のＡ型事業所が市内に存在している。そのすべてに監査することはできないが、国の指針に基づいて指導に努めてまいりたい。

○具体的に昨年度監査できた事業所はどれだけあるか。

・だいたい２割程度となっている。

３１　視覚障害者への自立訓練は、歩行訓練など１対１で行うものが多く現行の６対１の職員配置は実態に沿いません。視覚障害者の自立に必要な訓練を効率よく行うことができるよう基準の改善を国に求めるとともに、大阪市独自に職員加配をしてください。（文書）

（回答）

自立訓練事業の人員配置基準および報酬体系等については、それぞれ「指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」、「障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」において定められています。本市としましては、利用者によりよい支援の提供が可能となるよう、安定的な運営に向けた報酬単価の設定等、引き続き国に働きかけてまいりたいと考えております。

３２　居宅介護事業所のヘルパー不足が原因で、利用者の派遣希望に応じられないケースが増えています。ヘルパー不足を解消するため、報酬単価を引き上げるなどの改善策を講じるよう国に求めてください。（文書）

（回答）

障がい者の居住地の地域性や生活実態に即したサービス水準が保てるとともに、障がい福祉サービス等事業者が適切な支援を安定して実施できるよう、本市としても国に対してサービス提供の現状に基づく様々な事業報酬の改善等を要望しているところです。

今後とも、障がいのある方に対するサービスを安定的に提供するために、居宅介護事業所等において充分な職員配置が行えるよう、引き続き報酬の改善を要望してまいります。

３３　大阪市の同行援護事業において、上限５１時間に達しない月に残った時間数を翌月に繰り越して利用できるようにしてください。

（回答）

大阪市では、同行援護について、一月あたり障がい者（18 歳以上）については 51 時間の支給基準時間を設けております。一月あたりの支給量については、面接等聴き取りにより生活状況や障がい状況の確認及び必要とするサービス時間を勘案し、支給基準時間の範囲内で必要量について決定することを基本としているため、翌月に持ち越すなどの運用は行っておりません。

【質疑】

○様々な団体や行政の役を担っている関係で、年度替わりの時期に外出する機会が集中する。余った利用時間を翌月に繰り越すなど柔軟な対応はできないのか。

・総合支援法２２条７項により月を単位とした支給決定のルールが定められている。

○５１時間の根拠は何か。

・ガイドヘルパーの上限が５１時間となっている。

○それでは質問に答えていない。

・積算根拠について後日ご連絡する。

３４　障害児者施設における職員の人材確保と定着を図るために、大阪市として新たな人件費補助制度を創設するなど実効ある措置を講じてください。（文書）

（回答）

平成 29 年度の障がい福祉サービス等報酬改定において、福祉・介護の人材確保・処遇改善の取り組みを進めるため、福祉・介護職員処遇改善加算について、さらなる上乗せ評価を行うための区分が創設されたところです。本市としましては、今後とも国の動向を注視するとともに、他の指定都市等と

連携しながら、事業所が適切かつ安定的な運営が図れるよう、報酬単価の見直し等を含め、障がい福祉従業者の処遇改善に向けて国に対し働きかけてまいります。

３５①　サービス等利用計画を作成するためには、ほとんどの場合一般相談支援と同様に日常的な相談支援が必要となります。指定特定相談支援事業においても一般相談支援事業と同様、専門の職員が配置できるよう制度の充実を国に求めるとともに、大阪市独自に支援策を講じてください。

（回答）

平成 30 年度障がい福祉サービス等報酬改定において、計画相談支援については、さらなる質の向上をめざすための見直しが行われたところです。居宅介護利用者等、利用者本人への状況確認やサービス提供事業者への頻繁な連絡調整の必要性が高い場合等について、モニタリング実施標準期間を短縮する見直しが行われたところです。また、報酬単価については、基本報酬が一定程度引き下げとなった一方、質の高い相談支援の実施や専門性の高い支援を行うための体制を適切に評価する加算の創設や、相談支援専門員の複数配置等の要件を満たす事業所へ加算を行う特定事業所加算の拡充などが行われたところです。国においては、これら見直しによって、「適切な支援の実施や体制整備を図っている事業所において独立採算が可能となり、新規事業所の増加や既存事業所における相談支援専門員の増加が促進される」との見解を示しています。本市においては、これら報酬改定に伴う影響を注視しつつ、国に対し、今般の報酬改定実施にともなう効果や影響を分析したうえで、相談支援事業所の参入が進むよう、基本相談部分も含めすべての事業所において運営が成り立つような報酬体系とするよう要望してまいります。なお、本市の厳しい財政状況から、本市独自の支援策は困難であると考えております。

【質疑】

○相談支援専門員の増員に向けてどのような計画を持っているのか。

・相談支援事業の拡充・改善が進むよう実態を把握してまいりたい。実態把握の調査については、年度内に一定の方向がお示しできるように作業を進めていきたい。

３５②　区保健福祉課と各指定相談支援事業所との連携強化を図ってください。個人のケース記録などの情報を、本人の同意を得たうえで共有できるようにしてください。

（回答）

行政が作成したケース記録などは、本市内部での意思決定の際の判断材料となる公文書であり、外部に情報提供する必要がある場合は、その都度、ご本人の承諾を得たうえで提供しております。本市機関と相談支援事業所が該当資料を常時共有するのは馴染まないものと考えております。

３５③　相談支援事業所・相談支援専門員が必要数確保できるよう、初任者研修や現任者研修を大幅に増やすなどの対策を講じてください。

（回答）

本市では、市内の指定特定相談支援事業所の絶対数が不足している状況を踏まえ、区地域自立支援協議会や区役所、区障がい者基幹相談支援センターなどと連携して、事業所立ち上げの説明会を開催するなど、サービス提供の基盤整備に努めてまいります。相談支援従事者研修は都道府県が実施主体とされており、市独自での研修実施はできませんが、大阪府に対し相談支援従事者研修の充実について要望しております。また、国に対しては、事業者の経営実態に見合う報酬水準を確保し、良質な人材の確保が図られるよう、引き続き相談支援報酬の引き上げに関する要望を行ってまいります。

３６①　補装具は、耐用年数に至らない場合でも、身体状況の変化や行動範囲が広くて損傷が激しい場合への対応など、必要に応じて給付するようにしてください。

３６②　自己負担なく補装具や日常生活用具が支給されるよう、給付上限額を引き上げてください。とりわけ移動用リフトについては、市場価格で購入できる額に引き上げてください。

（回答）

補装具費の再支給については、国が定める耐用年数を経過していることが原則となりますが、身体状況の変化や本人の責任に拠らない事情により亡失・毀損した場合については、新たに必要と認める補装具費を支給しています。日常生活用具の給付上限額については、障がい者等が用具を使用するうえで最低限必要な機能を有した用具を基準に市場価格等を考慮し設定しています。今後も、市場価格の動向を調査反映した上限額の設定に努めてまいります。

【質疑】

○耐用年数があって簡単に買い替えができないことに加え大きな費用負担がかかることで苦労している。移動用リフトについては３０万円から７０万円近いものまであるが補助額は１５万９千円。補助額の積算根拠がわからない。

・日常生活用具の基準額については国制度時の額を引き継いでいる。市場価格と著しく乖離する場合

は見直しが必要と考えている。

３６③日常生活用具のベッドなどは、身体や障害の状況に応じて変更が必要です。一律に耐用年数を決めずに臨機応変に対処してください。またレンタル方式も検討してください。

３６④　紙オムツなどの支給は、障害により継続的な使用が必要な場合は、原因疾患によらず支給してください。

（回答）

日常生活用具の再支給については、本市が定める耐用年数を経過していることが原則となりますが、身体状況の変化や本人の責任に拠らない事情により亡失・毀損した場合については、新たに必要と認める日常生活用具を支給しています。紙おむつについては、給付対象者の要件を、ぼうこう・直腸機能障がい者でストマ用装具を装着することができないなど紙おむつが必要な方や乳幼児期以前に発生した非進行性の脳病変による脳原性運動機能障がいにより排尿もしくは排便の意思表示が困難な方で、紙おむつを必要とする方としていましたが、平成 30 年 4 月より下肢機能障がい又は体幹機能障がいの２級以上で、かつ知的障がい、音声・言語機能障がい、呼吸機能障がいが起因となり排尿もしくは排便の意思表示が困難な方や難病等のある方でその疾病が起因となり下肢機能又は体幹機能に障がいがあり、かつその疾病が起因となり排尿もしくは排便の意思表示が困難な方で、紙おむつを必要とする方について給付対象者とすることとしたところです。今後も、区に寄せられる意見など市民ニーズを把握し、適正な運用に努めてまいります。

【質疑】

○紙おむつ、リハビリパンツなどの排尿時の用具については、脳性麻痺かつコミュニケーションができない人との要件があるが、夜間一人でいる人はコミュニケーション能力があってもそうした用具が必要だ。訓練ベッドについては、マットなどをこまめに変えなければならず８年の耐用年数は実態に合っていない。介護保険のようにレンタルでの対応も含めて実情に応じて支給してほしい。

・紙おむつ等は意思表示が難しい人を想定している。夜間等の対応については今後の課題とさせていただきたい。ベッドについては現状では給付対応としておりレンタルについては今後の検討課題とさせていただきたい。

○検討会での検討会内容について公表していただけないか。

・資料提供できるかどうか検討したい。

３７　両耳の聴力レベルが３０デシベル以上７０デシベル未満で身体障害者手帳の交付対象となっていない児童に対する補聴器の修理代の支給を図り、保護者の経済的負担を軽減するよう配慮してください。

（回答）

本市では、平成 23 年度より両耳の聴力レベルが 60 デシベル以上 70 デシベル未満の児童に対し、補聴器購入費の一部を支給しています。また、平成 28 年度より対象者の範囲を 30 デシベル以上に拡大し実施したところであり、現時点では修理代にまで支給の範囲を広げることは困難であると考えております。なお、国に対しても身体障がい者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児を対象とする補聴器の交付事業に対して財政措置を講じるよう引き続き要望してまいります。

【質疑】

○対象を広げたということだが利用実績はどのように変化しているのか。

・２８年度実績２，７５３，０００、２９年度実績３，２７９，０００円、今年度は予算ベースで４，６８４，０００円となっている。

３８①　障害のある人が、通勤や通学等社会生活を行う上で必要な移動支援を個別給付の事業として新たに設けるよう国に要望するとともに、大阪市として独自に支援策を講じてください。

（回答）

本市における移動支援事業のサービス内容については、支援費制度の時と同じ「社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動の支援」で「通勤、営業活動等の経済活動に係る外出や通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を除き、原則として１日の範囲内で用務を終えるものに限る。」としております。通学、通所など「通年かつ長期にわたる外出」については基本的にサービスの対象としておりませんが、保護者等の冠婚葬祭や入院等により通学や通所が困難な場合には、緊急避難的な対応として一定期間の利用を可能とし、日中活動の継続を支援できるように努めています。本市としましては、今後の国の動向を注視しつつ、他の指定都市等と連携しながら移動支援事業を個別給付とするよう国に対し働きかけるとともに、個別給付化にあたっては通所や通学等にかかる外出について、福祉政策のみならず、関係省庁が役割分担や連携について早急に調整し、具体化するよう引き続き要望してまいります。

【質疑】

○通勤・通学への対応についても制度の対象にしてほしい。雇用の枠を広げていくことにも直結すると思う。

・現状では対象外となっている。通勤保障は労働分野で対応していただけるよう国に申し入れをしている

３８②　ガイドヘルパーの確保に向けて早期加算等の加算制度を大阪市独自に講じてください。

（回答）

移動支援事業は障がい者の社会参加や地域生活において必要不可欠な支援であり、障害者総合支援法で法定給付として明確に位置づけて実施することが重要であると考えます。今後とも国に対し、地域生活支援事業ではなく自立支援給付で対応するよう制度改正等を要望するとともに、障がいのある方のニーズに対応できるだけの十分な財源措置等を講じるよう要望してまいります。

３８③　１か月の移動支援時間数の上限５１時間を拡大してください。また、利用時間が月の支給時間に満たなかった場合は、翌月に持ち越すことができるようにするなど柔軟に対応してください。

（回答）

大阪市では、移動支援について、一月あたり 18 歳以上の障がい者は 51 時間の支給基準時間を設けております。一月あたりの支給量については、面接等聴き取りにより生活状況や障がい状況の確認及び必要とするサービス時間を勘案し、支給基準時間の範囲内で必要量について決定することを基本としているため、翌月に持ち越すなどの運用は行っておりません。

【質疑】

○５１時間の派遣上限を拡大してほしい。バスの本数なども減ったことで１回の外出に要する時間が増えている実態もある。

・時間数を増やすことは予算上困難。他都市と比べても大阪市の支給時間が多いことから、その削減を財政部局から要請されている状況もある。

３９　ろう重複障害者の通学・通所の支援を拡充してください。聴覚障害者等、社会資源が乏しい現状において、ろう重複は介添人なしでは通学・通所できません。親が病弱であったり、就労している場合は大きな負担がかかっています。介添人の傷病時等も含めて移動支援事業を利用できるようにしてください。

（回答）

本市における移動支援事業のサービス内容については、支援費制度の時と同じ「社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動の支援」で「通勤、営業活動等の経済活動に係る外出や通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を除き、原則として１日の範囲内で用務を終えるものに限る。」としております。通学、通所など「通年かつ長期にわたる外出」については基本的にサービスの対象としておりませんが、保護者等の冠婚葬祭や入院等により通学や通所が困難な場合には、緊急避難的な対応として一定期間の利用を可能とし、日中活動の継続を支援できるように努めています。本市としましては、今後の国の動向を注視しつつ、他の指定都市等と連携しながら移動支援事業を個別給付とするよう国に対し働きかけるとともに、個別給付化にあたっては通所や通学等にかかる外出について、福祉政策のみならず、関係省庁が役割分担や連携について早急に調整し、具体化するよう引き続き要望してまいります。

【質疑】

○国・府に要望してほしい。

・府にも要望していく。

４０　地域活動支援センターの委託料や各種加算等について大阪市独自に改善してください。

４０①　地域活動支援センターは他の事業につながりにくい方々の居場所として機能するなど、障害当事者にとってなくてはならない存在です。支援の充実や職員確保を図るため、委託料は生活介護事業の報酬と同等以上になるよう引き上げてください。

４０②　委託料の算定にあたっては、障害の特性に配慮して通院など必要不可欠な事由については出席扱いすることや、年間の平均利用者で委託費を決定するなど、実態に即したものとしてください。

４０③　委託料は、年度当初の利用登録人員で金額を決定してください。

４０④　利用者減員による委託費減額について、減額の根拠を明らかにするとともに、返金方法等地域活動支援センターの運営が損なわれることがないよう是正してください。

（回答）

地域活動支援センター事業（活動支援Ａ型）の委託料については、前年度の平均利用人数を基礎とし

て、利用人数規模や事業を推進するための体制及び業務遂行上必要となる物品・役務等にかかる経費の積算に基づき算定しております。委託料の算定については、緊急性や効果的な支援を図るために職員が自宅へ訪問したり、病院へ付き添うなどの直接支援を行った場合、その日報やサービス提供記録等を作成するなどにより、支援内容等を記録することを前提として出席扱いすることは可能としています。また、運営実態や利用者の実態に即した事業内容となるよう、基本委託料に加え、それぞれの事業者が選択して行う事業への加算や、建物等賃貸借加算、重度・重複障がい者支援加算等を行っており、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進等を行う社会資源として安定した運営ができるよう支援に努めております。基本委託料については、運営実績を反映したものとするために前年度平均利用人数に基づき算定しているところですが、当該年度平均利用人数を反映し、10 人の基準に満たない場合には 1 人減する毎に 45 万円ずつ減した金額で、下半期の支払いを行い、年度末には上半期と下半期の委託金額の合計と確定後の委託金額の差額について精算し、追及または戻入を行っているところです。委託金額の確定については、実績報告書の提出後、速やかに委託金額確定通知書により通知し、運営が損なわれないよう努めてまいりたいと考えております。

【質疑】

○かつては運営補助金として１３６０万円が交付されていた。現在は１０人で９００万円余りとなっている。様々な人が利用できる柔軟な事業としての意義を踏まえ、補助を引き上げてほしい。補助要綱が毎年変更されている。周知はどのように進めるのか。

・直接当該事業所に周知している

４１　「大阪市こころを結ぶ手話言語条例」の啓発を強化してください。

（回答）

「大阪市こころを結ぶ手話言語条例」については平成 28 年１月に制定・施行されており、条例では手話への理解の促進及び手話の普及を行うとされています。大阪市こころを結ぶ手話言語条例が施行された以降の周知・啓発としては、ホームページに情報を掲載し、医療機関や障がい福祉サービス事業者等各種関係機関に対する研修や集団指導等の機会があるごとに、周知・啓発を行っているところです。平成 29 年３月には大阪市手話に関する施策の推進方針も策定しており、大阪市の全ての所属に送付しています。推進方針を策定する過程においては、パブリックコメントを実施し、広く市民の皆さまからのご意見も頂いたところです。今後も引き続き、大阪市こころを結ぶ手話言語条例に関する周知・啓発に努めてまいります。

【質疑】

○昨年度と回答内容がほぼ同じ。昨年から何をしたのか具体的に教えてほしい。パブコメの回答もどのような内容かを教えてほしい。

・策定推進方針に基づき大阪市全体への手話が言語であることを周知するとともに、職員に手話を広げていけるよう人事室にお願いして職員のための手話講座を開催してきた、市民に対しては、障害者支援計画において手話は言語であることを記載し３年間の取り組み方向について公表してきた。パブコメについては特に意見がなかったと聞いている。

○パブコメの内容はホームページにのせていないのか。

・のせているものと認識している。

○手話通訳派遣に関する費用負担はどうなっているのか。

・各局部等が研修する際の費用については、各部局それぞれに負担していただいている。

○全庁的な取り組みとすべきだ。

・大阪市手話に関する施策の推進方針は大阪市として作成したものであり、区役所も含めてその内容を徹底するようにしていきたい。体制整備については人員を特別に配置するということではなく、様々な工夫により進めてまいりたい。

・庁内における手話通訳派遣は、派遣機会が増えている。手話研修については年間６０人の受講生を生み出している。

４２　「大阪市こころを結ぶ手話言語条例」や「障害者総合支援法の地域生活支援事業」の趣旨を踏まえ、手話通訳者派遣事業、ろうあ者生活相談事業の予算を拡充してください。また、中途失明者訪問指導事業、点字図書館等については、専門性や継続性を担保できるよう十分な委託料を確保してください。

（回答）

当該事業の予算の拡充につきましては、各事業が障害者総合支援法の地域生活支援事業に位置付けされている事業であり、聴覚・言語に障がいのある方々の日常生活に必要不可欠なコミュニケーションの確保、また、中途失明者を含む身体障がい者が日常生活を営むうえで障がいの特性に応じた支援や訓練を行っていく必要があることからも事業の重要性は十分認識しており、所要の財源確保に引き続き努力してまいります。

【質疑】
〇昨年度も財源確保が難しいとの回答だが事業の重要性に鑑み予算確保に努めてもらいたい。
・必要な制度と考えているので引き続き財政確保に努めていきたい。

４３　手話や筆談による対応が可能であることを示すために、一般財団法人全日本ろうあ連盟が策定した「手話マーク」や「筆談マーク」の普及を図ってください。

（回答）
「手話マーク」「筆談マーク」は「筆談で対応できる」「手話で対応できる」ことが誰にでも一目でコミュニケーション手段がわかるよう一般社団法人全日本ろうあ連盟が策定されました。本市ホームページにおきまして、障がいのある方のための各種マークを掲載しているページに、様々なマークとともに「手話マーク」「筆談マーク」も掲載し、普及啓発に努めているところであります。

【質疑】
〇大阪市全区での状況はどうなっているか。
・どこまで広がっているかは補足できないが、あらゆる機会を通してこのマークを広げていけるよう努めていきたい。

４４　大阪市が実施している全ての出前講座に手話通訳者を用意してください。特に開講においては手話通訳者も事前申込制（希望制）ではなく、「いつでもどこでもだれでも」参加できる環境を整備してください。また、講師の派遣とともに手話通訳者もセットで派遣できる体制を整備してください。

（回答）
聴覚・言語に障がいのある方々のコミュニケーション手段確保の重要性については本市としても認識しております。大阪市が実施する講座にかかる手話通訳者の設置について、各講座を実施する所属による要請及び派遣費用の負担を条件に、平成 30 年４月から本市の手話通訳者派遣の対象としたところです。今後とも円滑に事業運営できるよう、各局に周知してまいりたいと考えております。

【質疑】
〇市役所内だけではなくどこでも手話通訳者を派遣できるようにしてほしい。
・大阪市役所内はできるようにした。まず大阪市役所をと考えている。
〇出前講座での手話通訳配置の実施状況について教えてほしい。
・現在集約中であり取りまとまり次第結果をお伝えしたい。

４５　大阪市単位で、乳幼児期における手話獲得支援事業を展開してください。なお、大阪府の「大阪府言語としての手話の認識の普及及び習得の機会の確保に関する条例」に沿って２０１７年４月から乳幼児期手話獲得支援事業を展開していますが、日本財団の期間限定の資金が原資となっていることから、この事業が安定して運営できるよう大阪市として必要な措置を講じてください。

（回答）
乳幼児期手話獲得支援事業は「大阪府と公益財団法人大阪聴力障害者協会との大阪府手話言語条例に基づく施策の推進に関する協定」に基づき、公益財団法人大阪聴力障害者協会が日本財団の資金援助を受けて実施している事業であり、大阪府が実施している事業ではないとお聞きしております。
また、大阪市民である聴覚に障がいを有する児童及びその保護者の方についても利用可能であることも確認しております。聴覚・言語に障がいのある方々の乳幼児期における手話獲得の支援は重要性については本市としても認識しておりますが、福祉局といたしましては、実施は困難な状況です。

【質疑】
〇大阪府では「こめっこ」という事業を実施している。
・大阪府が行っていることに加えて大阪市でも実施することについては困難がある。大阪市としてなんらかの協力については考えていきたい。
〇聴覚に障害のある乳幼児が言葉を獲得するためには特別の支援が必要。大阪市として子どもたちに手話を習得するための支援を進めていただきたい。

４６　「聴覚障害者等のための研修、文化、体育およびレクリエーション活動等（大阪市手話通訳者派遣事業実施要綱の第６条（ハ）の派遣範囲）」はもちろんですが、余暇活動（趣味など）の講座や、就労面を含む資格取得のための研修など、すべての分野で手話通訳者の派遣など情報保障を講座や研修の開催団体や雇用者（企業）に対して義務づけてください。

（回答）
本市の手話通訳者派遣事業は大阪市手話通訳者派遣事業実施要綱第７条に定める派遣の範囲に基づいて行っており、同条ウにおいて、「聴覚障がい者等のための研修、文化、体育およびレクリエーション活動等において、手話通訳者によるコミュニケーション上の支援が、これらの活動を行う上で必要

になるとき」には同事業による手話通訳者の派遣を認めております。ただし、同派遣は同要綱第３条に定めるとおり、聴覚障がい者等の依頼に基づいて行うことから、手話通訳を必要とする方が適宜手話通訳者の派遣を受けることができる制度となっております。平成 30 年４月から本市の各所属が当事業を利用することができることとしたことから、今後、本市が実施する市民向けの会議等で手話通訳者の派遣が行われる機会が増えることが予想されます。聴覚障がい者への情報保障の重要性に鑑み、福祉局といたしましては本市各所属に対して当事業を利用した積極的な手話通訳者の派遣を推進してまいります。

【質疑】

○ろう者が趣味の活動を始めようとして講座の受講をするにしても手話通訳が必要となる。

・講座を主催する企業等が通訳者を配置することになる。

○大阪市手話通訳者派遣実施要綱では　就労の資格などを取るための講座参加には手話通訳を配置することが要綱上できないことになっている。改善を求めたい。

・就労に係る研修については対象としていない。その扱いについては引き続き検討していきたい。

４７　大阪市役所及び各区役所に手話通訳者を正規職員として設置してください。４０年以上も設置できないままで、全国の政令指定都市より非常に遅れています。また、設置されるまでの間は、暫定措置として対面通訳の必要性を鑑みて手話通訳者派遣事業の委託先職員の巡回等による予算の確保も含めて対応を図ってください。

（回答）

聴覚・言語に障がいのある方々の支援としまして、手話通訳者派遣業務や聴言障がい者生活相談業務で専任者を配置して事業を実施しており、日常生活に不可欠なコミュニケーション手段の確保や生活相談につきましては、同事業をご利用いただきますようお願いいたします。聴覚・言語に障がいのある方々のコミュニケーション手段確保及び生活相談の重要性については本市としても認識しており、今後とも円滑に事業運営できるよう、努力してまいりたいと考えておりますが、福祉局といたしましては、各区役所への手話通訳者・相談員の正規職員の配置は困難です。そのため、平成 29 年度からは区役所窓口におけるタブレット端末を利用した遠隔手話通訳を環境が整った区役所から順次導入しており、平成 30 年度中に全区での導入を予定しております。

【質疑】

○２４全区に手話通訳者の配置を行ってほしい。

・要望の重さ・趣旨は理解しているが、大阪市全体で職員が削減されている中で、新規の配置は困難だ。

○他の政令指定都市にはすべて手話通訳者が配置されている。国の明るい暮らし促進事業を利用しており、大阪市としても工夫をしてほしい。

・引き続き検討してまいりたい。

４８　大阪市に身体障害者福祉法第３４条に基づく聴覚障害者情報提供施設を設置し、映像ライブラリーや視覚的情報の発信のほか、手話通訳者養成事業などを拡充できるための拠点（施設）を確保してください。

（回答）

本市では身体障害者福祉法第 34 条に基づく施設の役割と同等の事業である手話通訳者派遣事業や手話奉仕員養成事業等を、聴覚障がい者の方に対して実施しているところであります。現在、本市において聴覚障がい者情報提供施設の設置予定はございませんが、引き続き、聴覚に障がいのある方への必要なサービス提供に努めてまいります。

【質疑】

○他の政令指定都市でできていることがなぜできないのか。

・聴覚障害者情報提供施設の必要性については理解しているが、箱モノを新たに作ることは非常に困難な状況である。

○万博・ＩＲなどの箱モノ作りにはきわめて積極的な姿勢を示していることから見ても、到底納得できない。

４９　各区役所や公共施設に対して、障害者権利条約第２条はもちろん大阪市こころを結ぶ手話言語条例で定められている『手話は言語である』ということを周知徹底してください。

（回答）

障害者権利条約第２条に「『言語』とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう」と規定されているとおり、『手話は言語である』という認識は手話の理解及び普及促進にとっては不可欠です。本市の手話言語条例である「大阪市こころを結ぶ手話言語条例」（以下「手話言語条例」という。）

の前文においても「手話は・・・(中略)・・・独自の語彙や文法体系を持つ言語である」、また、「市民一人ひとりが、手話がかけがえのない言語であることについて理解を深めるとともに、手話を普及し手話を使用できる環境を整備していくことが重要である」としています。本市では手話言語条例に基づき具体的な施策においては手話に関する施策を推進するための方針（以下「推進方針」という。）を策定することとしておりますが、推進方針においても「手話が言語である」という手話言語条例の認識に基づいて施策を推進することとしており、各所属に対して『手話は言語である』ということを周知徹底いたしております。

【質疑】

〇中央図書館に手話マークが置いていなかった。

・どれだけ広がっているかの状況については引き続き把握に努めてまいりたい。

５０　「大阪市手話に関する施策の推進方針」のもと、大阪市が手話の普及を目的に手話ＰＲ動画を発信していますが、「おはよう」など一部の手話が実際にろう者が表現する手話ではない為、大阪市民に対して間違った手話が広まってしまう懸念があります。動画を制作・発信するにあたって、必ず、当事者の確認と合意を図るべく当事者団体である大阪市聴言障害者協会の立ち会いのもと、手話表現方法（手話の位置や形態特徴など）のチェックを受けるようにしてください。

（回答）

手話ＰＲ動画について誤った表現がなされているものがあれば正しい表現に訂正をする、もしくは同ＰＲ動画の発信を中止するなど、大阪市民に対し誤った手話が広がることが無いよう、適切に対応して参ります。なお、本市各所属が広報で手話が使用されているものについての実態把握に努めるとともに、正しい手話表現が発信されるよう、また必要に応じて当事者団体に確認するよう各所属に対して注意を呼びかけて参ります。

【質疑】

〇必要に応じてではなく毎回必ず確認をしてほしい。

〇本庁内エレベーターの液晶表示、区役所の広報ビデオなど、不自然で古い手話表現などが見られる。

・改めるべき点があれば至急対応していきたい。

５１　福祉施設や福祉事業への指定管理やプロポーザルなど入札制度の導入をやめてください。手話通訳については、プロポーザル方式ではなく対象者である聴覚障害者と業務従事者が安心できる委託方式としてください。

（回答）

業務内容が専門的であり継続性が要求される業務などについては、事業者選定の仕方、契約手法を慎重に考えていく必要があります。一方で、これまで特名随意契約など特定の事業者と契約していた事業については、複数の事業者が実施可能となっている場合もございます。本市としましては、市民の皆様にご理解を頂くうえで、適切な契約手法を選択していく必要があることから、業務の特性を十分理解したうえで事業を進めていきたいと考えています。なお、手話通訳につきましては、金額優先の入札形式は事業の性質上馴染まないものと判断し、業務の専門性を確保するための資格要件や継続性を保持するための十分な引き継ぎ期間を設けるよう条件設定したうえで、公募型プロポーザル契約を実施しております。

＜介護保険＞

５２　６５歳から介護保険対象となった障害者に対して、一律に介護保険サービスを優先することなく、本人のニーズや状況に基づいて柔軟に支給決定を行ってください。新たに設けられた「新高額障害福祉サービス等給付費」について、対象枠を設けず償還払いを撤廃し、すべての利用者が無料となるよう国に強く要望してください。高齢聴覚障害者には、障害福祉サービスを選択・利用できるようにしてください。

（回答）

自立支援給付と介護保険制度との適用関係の基本的な考え方については、障害者総合支援法の規定及び国の通達により介護保険サービスが優先されることとなりますが、相当するサービスが介護保険（総合事業を含む。以下同じ。）にあっても、介護保険サービスを一律に優先させるのではなく、必要としている支援内容を介護保険サービスにより受けることが可能か否かを適切に判断することとされています。そのためにも、生活に急激な変化が生じないよう配慮しつつ、まずは要介護認定等申請を行っていただいたうえで介護保険制度からどのようなサービスをどの程度受けられるかを把握することが適当であるとされており、したがって、要介護認定等の申請を行わない方に対しては、申請

をしない理由や事情を十分に聴き取るとともに、継続して制度の説明を行い、申請について理解を得られるよう働きかけることとされています。
本市におきましては、65 歳以上の方であっても障がい状況等から必要と認められるサービスが、介護保険法のサービスの支給量・内容では十分に確保できないと判断される場合には、必要に応じて障がい福祉サービスの提供ができるよう支給決定しております。今後とも引き続き、介護保険の対象となった障がい者に対して一律に介護保険サービスを優先させることがないよう、また、要介護認定等の申請について理解を得られるよう努めながら、本人の心身の状況等を考慮した支給決定を行ってまいります。
介護保険サービスの利用料につきましては、サービスに係る費用の１割、２割又は３割を負担していただいています。利用者負担額が高額になる場合は、高額介護サービス費等の支給により負担軽減を図っており、年金収入等が年 80 万円以下の利用者負担段階が第２段階の方については、平成 17 年 10 月から月額負担上限額を 15,000 円とし、低所得者に対する自己負担が少なくなるよう設定されております。また、平成 20 年 4 月から各医療保険における世帯内の１年間の介護保険と医療保険とのサービス利用にかかった利用者負担の合計が一定の上限金額を超えた場合については、高額医療合算介護サービス費等を支給しております。さらに、社会福祉法人等が提供する福祉サービスについては、低所得者の利用料を軽減する制度を法人等の協力を得て実施しているところです。
いずれにいたしましても、利用料の減免措置は国において統一的に行われるべきものと考えており、引き続き国に要望してまいります。

【質疑】

○浅田訴訟高裁判決が確定した。総合支援法第七条は併給の調整であり、介護保険を優先しているわけではないと判示された。

○３１年前からヘルパーを利用してきた。６５歳になるとなぜ介護保険に移行しないといけないのかの理由がわからない。相談支援専門院からケアマネージャーに相談先が移ることも納得できない。

・現時点で今後の方向についてお答することはできないが、浅田訴訟確定判決も踏まえて今後の対応策について検討してまいりたい。

○適用関係通知について一律に優先することはない、介護認定を受けないことを理由に障害福祉サービスを打ち切ることはないということは確認してよいか。

・そのとおりだ。

５３　介護予防・日常生活支援総合事業においても、これまで通り要支援の方に対して、ホームヘルプサービス・デイサービスを受けられるようにしてください。

（回答）

本市では、要支援１・２の方が利用できる介護予防サービスのうち、訪問介護と通所介護は、平成 29 年 4 月から、介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）のサービスとしてそれぞれ訪問型サービス、通所型サービスとして実施しています。要支援の方に対する通所型サービスについては、引き続き現行相当のサービスを提供するとともに、訪問型サービスについては、既にサービス利用している要支援者、認知機能・コミュニケーション課題のある方、身体介護の提供が必要な方など専門的なサービスを必要とする方には、引き続き現行相当のサービスを提供しています。また、自立支援給付と介護保険制度との適用関係の基本的な考え方は、障害者総合支援法の規定及び国の通達により介護保険サービスが優先されることとなりますが、相当するサービスが介護保険（総合事業を含む）にあっても、介護保険サービスを一律に優先させるのではなく、必要としている支援内容を介護保険サービスにより受けることが可能か否かを適切に判断することとされています。

【質疑】

○手話でコミュニケーションをする機会を設けていくなどの情報提供を進めてほしい。

・大阪市で事業所はハートページで公表している。手話ができる職員がいるかどうかは把握できていないが、そこでの記載内容も含めて今後工夫できることは進めていきたい。

５４　ろう高齢者がショートステイや、地域のデイサービスに集まれる曜日を設けるなど、制度や施設を利用するための特別の配慮が講じられるよう、利用者本人やサービス提供施設やケアマネージャー、地域包括支援センター、協議会（自立支援協議会）など、関係先に働きかけてください。

（回答）

介護保険サービスは、サービス事業者との契約により利用する制度となっています。特別な配慮が必要な場合は、個々にサービス事業者と十分相談することが必要となります。

５５　介護認定において、聴覚障害の障害特性としての生活管理の困難さやコミュニケーションや社会性構築の困難さなどが反映されるよう、認定調査員の研修はもちろん認定審査会でも周知を徹底してくだ

さい。

（回答）

要介護・要支援認定は、介護が必要な状態かどうか、必要な状態であればどの程度かを認定するものであり、認定調査項目や主治医意見書の記載事項、認定審査会における審査判定手順等、要介護認定事務の全般について全国一律の基準が定められております。本市におきましても法令等に基づき、公平・公正な調査・審査判定に努めております。要介護認定調査の実施にあたりましては、本市では「要介護認定訪問調査に係る聴覚障がい者等への手話通訳者派遣事業実施要綱」を定め、聴覚障がい等により意思疎通が困難な高齢者等が希望する場合には、認定調査実施時に手話通訳者の派遣を行い、当該調査において本人の心身状況等を的確に調査に反映するよう努めているところです。また、本市が市内の認定調査を全件業務委託している大阪市社会福祉協議会の認定調査員を対象に実施する研修におきましても、認定調査の実施にあたっては、障がい特性に充分配慮するよう周知徹底を図っております。今後とも、聴覚障がい等により調査時に配慮を必要とする方に対し、適切な認定調査を実施することができるよう研修等のあらゆる機会を利用し、必要な情報の周知徹底に努めてまいります。

【質疑】

〇手話ができる認定調査員はいるのか。

・把握できていない。調査時に手話通訳者を同行派遣している。

〇調査員が聴覚障害等に係る知識を持っているのか。

・調査員への研修で障害の特性等について周知をしている。

５６　聴覚障害者について、特別養護老人ホームへの入所対象として意思疎通の問題が常につきまとうことから要介護１・２の特例対象に「聴覚・言語障害」を加えてください。

（回答）

特別養護老人ホームは、制度改正に伴い、平成 27 年４月１日以降、限られた資源の中でより必要性の高い方々が入所しやすくなるよう、居宅での生活が困難な中重度の要介護高齢者を支える施設として、機能の重点化が図られました。このため、新たに入所する方については原則要介護３以上となりましたが、要介護１又は２の方であっても、やむを得ない事情により特別養護老人ホーム以外での生活が著しく困難である場合には、特別養護老人ホームへの入所が認められます。なお、次の要件に該当する方は入所が認められます。

・認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること

・知的障がい・精神障がい等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること

・家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難であること

・単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること

【質疑】

〇入所を断ることのないようにしてほしい。

・特例入所の要件の中には聴覚障害の要件は入っていない。個別に判定委員会の中で審査していくことになる。

５７　長居障がい者スポーツセンターについて、６月１８日の大阪府北部地震の際、水漏れが発生するなど老朽化の進行は深刻です。大規模な改修･建て替えについての大阪市としての見解をお示しください。また、建て替えあたっては、予想される南海トラフ大地震および上町断層帯地震に備えるための障害者の防災拠点として位置づけるとともに、スポーツ合宿などにも利用できるよう宿泊施設を併設してください。

（回答）

長居障がい者スポーツセンターのご利用に関しましては、設備の急な不具合等によりご利用の皆様に、大変ご迷惑をお掛けしておりますことをお詫び申しあげます。長居障がい者スポーツセンターは、障がいのある方がいつ一人で来館しても指導者や仲間がいて、安心していろいろなスポーツを楽しむことで、障がい者の社会参加の機会を増やし豊かな日常生活をおくっていただく目的で昭和 49 年に全国で初めて開設した、障がい者専用のスポーツ施設です。開設から 40 年以上が過ぎておりますが、計画的に設備の更新やニーズに合せたスポーツ指導、新しい種目の体験教室を開催するなど、障がい者スポーツ施設としての充実を図っております。また、長居障がい者スポーツセンターは、障がいのある方に利用していただけるように、施設のバリアフリー対応がされており、それぞれの障がいに応じた設備を設けております。大規模な改修・建て替え等については課題も多く、災害発生時のセンターの役割を含めた将来的展望を踏まえながら、十分な検討が必要であると考えています。今後もより

多くの障がいのある方に安心して利用いただけるよう、適切な管理運営に努めてまいります。

【質疑】

○地震、台風など今年続いた災害は今後とも頻発すると思われる。災害時も含めて障害者が安心して利用できる施設として発展させてほしい。

・建設後４４年がたっている。全国で初めて障害者用に開設したスポーツセンターでもあり、当時の設備が古くなってきていることもあり、今後の整備の課題も含めて十分に検討していかなければならない課題であると考えている。

５８　ろう者のスポーツ参画を拡充するために、スポーツ競技団体に限らず、一般の障害者団体も対象に団体競技スポーツ大会出場奨励金の交付をしてください。また、デフリンピックや国際や全国規模の競技大会のメダリストや入賞者に対する表彰および報奨金を設けてください。

（回答）

大阪市では、大阪市が受けた寄付金の運用から生じる利息の範囲内で助成を行う次の２つの事業がございます。

①大阪市重度障がい者（児）スポーツ・文化振興事業／重度障がい者（児）及び本市重度障がい者（児）スポーツ・文化の普及、振興活動に対する助成

②大阪市障がい者スポーツ振興助成事業／障がい者スポーツ大会への派遣や障がい者スポーツの研究等への助成

また、現在大阪市の表彰制度として、パラリンピック競技大会入賞者に対する表彰がございます。なお、表彰制度につきましては、障がいの有無に関係なくスポーツ全体の表彰のあり方等について検討を進めてまいりたいと考えております。

【質疑】

○昨年はデフリンピックについても言及いただいていたが、パラリンピックと同様にデフリンピックについても表彰をしてほしい。

・①②については一般の協議における表彰も含んでいる。デフリンピックも対象にしている。

＜医療＞

５９　重度障害者医療費助成制度を存続・充実させ、医療費負担を無料に戻すとともに、中軽度障害者も対象にしてください。償還払いの負担を当事者や家族に押し付けることのないよう適切な措置を講じてください。

（回答）

今般、大阪府において、重度障がい者医療費助成を始めとする福祉医療費助成制度に関し、対象者や助成の範囲を真に必要な方へ選択・集中するとともに、受益と負担の適正化を図るため、平成 30 年４月診療分から制度の変更が行われました。本市の重度障がい者医療費助成制度は、大阪府の補助制度のもと実施していますが、今後、高齢化の進展等により所要額が増加し、財政を圧迫していくことが見込まれることから、持続可能な制度を構築することが必要と考え、府とともに制度の変更を行ったものですので、ご理解くださいますよう、お願いいたします。制度変更により、償還払い件数の増加が予想されることから、自動償還について、現在平成 31 年４月からの導入に向けて検討中です。また、制度内容などにつきましては、区広報紙などを通じてお知らせを予定しております。また、本市では、従前から大阪府市長会を通じて、国に対しまして、国の制度として福祉医療費助成制度を創設されるよう要望を行うとともに、大阪府に対しても補助対象の拡充について要望しているところであり、今後とも引き続き要望していきたいと考えております。

【質疑】

○「受益」という考えは根本的に間違っている。償還払い手続きについては区役所でも受け付けているとのことだが、私が出向いたときは「もう６か月たったから」と断られた。自動償還は４月から実施されるのか。

・大阪府の補助制度に基づいて制度を運営しており、持続可能な制度とするために今回の制度見直しが行われた。償還払いの区役所窓口の受け入れについては並行して行っている。自動償還については来年３月診療分から実施できるよう準備をしている。

６０　精神科救急医療について、「こころの救急相談」へ電話しても病院を紹介されるだけで、治療に繋がらなかったり、救急車を呼んでもたらい回しにされたり府下の病院を紹介されたりといった状況がいまだにあります。入院するような状態ではなく診療（外来診療、投薬など）を受けることで落ち着き一晩を何とか乗り越えられるといった状況にある方も多くいます。

６０①　精神科一次救急医療を強化してください。連携のシステムを明確にして休日や夜間に入院のみでなく診療できる病院を増やし、消防や警察に精神科一次救急医療の主旨を周知してください。

（回答）

大阪市が設置・運営している精神科一次救急診療所の診療時間の拡大等につきましては、従事者の人数や対応時間が限られること、精神科医師や看護師等の確保の課題があるため、現在のところ困難な状況となっております。精神科救急医療体制については、大阪府・大阪市・堺市共同で「休日・夜間の大阪府の精神科救急医療システム」を運営しており、各種協議会等の場を通じて、大阪府警本部、大阪府各消防隊に同システムについて周知を行っております。今後も引き続き、本市の精神科救急医療体制が円滑に実施できるよう努めてまいります。

【質疑】

○昨年とくらべてどのような変化があったのか。状況は悪化しているというのが実感だ。実態をどのようにつかんでいるのか。

・要望いただいている内容について、一次救急診療所での検討は継続している。一次救急システムについて、大阪府・大阪市・堺市で運営しており、より円滑に機能するよう勉強会なども開いている。警察の対応についてはケースによって異なるが、改善要望も行っていきたい。

○検討内容についてはどうなっているのか

・機能的に事業が進むことや一次救急診療所の診察時間の改善等について検討している。

○精神障害者の地域包括ケアについてはどのように考えているのか

・各区にいる精神保健相談員とも連携して対応していきたい。

○精神保健相談員は機能していない。相談支援センターが対応している。警察対応も十分に機能しない。進んでいない理由は何か。もう少し具体的な内容を明らかにしてほしい。

６０②　「こころの救急相談」に相談があり受診が必要になった場合、迅速に治療に繋がるように「精神科救急医療情報センター」からの優先診療予約などがスムーズに行われるようにしてください。

（回答）

「こころの救急相談」につきましては、平成 27 年４月１日から「おおさか精神科救急ダイヤル」として運用しています。現在、「おおさか精神科救急ダイヤル」に入電があり、精神科救急で対応すべきと判断された場合には、「おおさか精神科救急医療情報センター」（以下、センター）に連絡を行い、センターと当番病院間との調整のうえ、救急外来及び入院治療の対応を行っており、引き続きスムーズな対応を行えるように努めてまいります。

６１　障害者の入院時に必要に応じてホームヘルパー派遣が認められるよう（聴覚障害者への手話のできるホームヘルパー派遣を含む）国に強く要望してください。また、大阪市重度障害者入院時コミュニケーションサポート事業についても、手話や筆談が必要な人を全て対象にするなど、利用対象者を拡充してください。

（回答）

本市では、これまでも障がい者の入院中のヘルパー派遣等必要な支援について、他の指定都市等と連携しながら国に要望してきたところです。大阪市では、意思疎通が困難な重度の障がい者が医療機関に入院する場合に、本人の希望によりコミュニケーションサポート事業従事者を派遣し、病院スタッフとの意思疎通の円滑化を図ることを目的として、平成 20 年 10 月から大阪市重度障がい者等入院時コミュニケーションサポート事業を実施しています。平成 26 年４月からは、これまで障がい支援区分６の方に限られていた対象者を見直し、区分６以外の方であっても、重度障がい者等入院時コミュニケーションサポート事業の対象者要件に該当し、本事業による支援が必要と認められる場合には対象者とするよう制度の充実を図ってきたところです。平成 30 年４月からは、国において制度改正があり、重度訪問介護を利用し、かつ障がい支援区分６の方については、重度訪問介護サービスの中で病院等に入院中にコミュニケーション支援等のサービスを利用することが可能となりました。本事業は、コミュニケーションの必要な方に対して、入院時における支援を途切れさせることなく治療にかかるコミュニケーションを確保するための大切なサービスであると考えており、今後とも必要なサービスを提供できるように努めてまいります。

【質疑】

○国に要望しているのか。国からは何か考え方が示されているか。

・国からの回答はない。入院時コミュニケーションサポート事業は入院時の対応について病院スタッフにニーズを伝達することを目的としている。

＜交通・まちづくり＞

６２　大阪メトロが、７月９日に発表した「２０１８～２０２４年度　中期経営計画」において、視覚障害者関係施設が付近に立地しているにもかかわらず、目標が示されていない谷町線「谷町九丁目駅」および四つ橋線「肥後橋駅」への可動式ホーム柵の設置を２０２１年度中に完了するよう、また、その他の路線の駅ホームへの設置計画を示し可動式ホーム柵の未設置駅ホームについては必ず適切に人員を配置するよう、株主権限を発揮して、大阪メトロに働きかけてください。

（回答）

大阪市高速電気軌道（株）（Osaka Metro）では、これまで開業に合わせて設置した今里筋線に続き、既設線である長堀鶴見緑地線や千日前線に設置するなど、路線単位を基本に可動式ホーム柵の設置を進めてきました。平成 30 年 7 月、Osaka Metro が発表した「中期経営計画」では、2021 年度までに利用者 10 万人／日以上の全 10 駅及び御堂筋線の全駅、2024 年度までに中央線の全駅へ可動式ホーム柵を設置することが示されました。本市としては、ホーム柵整備はプラットホームからの転落や列車との接触事故の防止対策として重要かつ急務であると認識しており、厳しい財政状況の中ではありますが、国が行っている地下高速鉄道整備事業費補助の制度と協調して Osaka Metro に対し補助金を交付し、Osaka Metro が「中期経営計画」で示した内容が着実に整備されるよう支援していきます。

また、輸送の安全確保及び駅施設における利用者の安全確保は鉄道事業者の責務であることから、Osaka Metro においては、各駅で駅係員による視覚障がいのある人へのお声かけや見守り体制を強化し、転落防止に取り組むこととしています。

【質疑】

〇中期経営計画について、１０万人以上駅の１０駅のうち７駅は御堂筋線で全駅可動柵設置の対象駅でありダブルカウントだ。計画は残り３駅の東梅田、堺筋本町、西梅田駅にとどまっており、堺筋線、四つ橋線への全駅設置の方向を示してほしい。

・今里筋線開設時に全駅設置、長堀鶴見緑地線、千日前線と設置をしてきた。２０１８年８月にバリアフリー化推進指針が示させ、中期経営計画以外の駅にも可動柵を設置することが示されており、次期中期経営計画で具体的な方向が示されていくことになる。

６３　ＩＣ専用の自動改札機が多数設置されることで、弱視者などが「大阪市介護人付無料乗車証」を利用する際の改札通過に支障が生じています。「大阪市介護人付無料乗車証」について希望者にはＩＣカードのものを発行するようにしてください。そのために、東京都方式、名古屋方式などの先行事例などについて研究を行ってください。今後も引き続き「大阪市介護人付無料乗車証」を安心して利用できるよう、磁気カード対応自動改札機をこれ以上減らさないよう、大阪メトロに働きかけてください。

（回答）

無料乗車証のＩＣカード化については、導入において各種券種に応じたシステム開発経費や交通事業者の改札機改修費等のコストが多額にかかることに加え、Osaka Metro と相互乗り入れする鉄道を利用する場合、一旦下車しないと相互乗り入れ先の割引措置を受けることができないといった技術的な課題がございます。そのため、現時点ではＩＣカード化の導入の予定はございませんが、今後とも利用者が利用しやすい制度運営に向けて、Osaka Metro 及び大阪シティバス株式会社との連携に努めてまいります。

【質疑】

〇弱視で、ＩＣ専用自動改札機が増えて大変危険な目にあっている。混雑時には床面の表示が見えない。人の流れの中で歩行している場合は、改札機を選択することは困難。東京方式・名古屋方式を券杞憂してほしい。

・障害福祉課より　ＩＣカード化についての東京・名古屋方式の検討について、これらの方式とは異なり「スルッと関西」ではいったん降りて生産する必要がある。今後ＩＣ化をさらに進めていきたい。

・駅改札機のＩＣ・磁気券による別をわかりやすくすることについては、都市交通局とも連携して大阪メトロに伝えていきたい。

６４　京阪「京橋駅」と JR 大阪環状線「京橋駅」の間の誘導ブロックについて、現在、広場の北側にのみ敷設されていますが、両駅の出入り口の構造上、主に北側は JR から京阪へ、南側は京阪から JR への人の流れが集中しているのが現状であり、南側にも誘導ブロックが必要であると考えております。また、この人の流れに合わせて、京阪の北側出入口、および JR の南側出入口に誘導チャイムを設置するよう、京阪および JR 西日本に働きかけてください。

（回答）

本市では「大阪市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例」及び「大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱」、「同施行規準」に基づき、旅客施設から案内対象施設まで誘導

ブロックを敷設していますが、ルートを複雑にしないため、一つの出入り口に複数ルートの誘導ブロックは設けておりません。また、京阪「京橋駅」中央改札コンコースの誘導ブロックにつきましては、大阪市交通バリアフリー基本構想における整備の基本的な考え方のとおり、公共用通路との境界から切符売場を経由して有人改札口まで敷設されており、京阪電鉄としましても、一つの出入り口に複数ルートの誘導ブロックを設けないことから、南側に新たな誘導ブロックを設けることは難しいとのことです。そのようなことから、ご希望ルートへの誘導ブロックの増設には対応できませんが、今後、駅舎の改修等により誘導ブロックのルートを抜本的に見直す際には、当該意見も参考いただくよう鉄道事業者に働きかけるとともに、駅間通路の誘導ブロックのルートも同様に進めていきたいと考えます。なお、誘導チャイムにつきましては、各鉄道事業者に対し設置するよう、引き続き働きかけてまいります。

【質疑】

〇京阪からＪＲ環状線までの点字ブロックについて、人通りが多く混雑して使える状況ではない。南側にも点字ブロックをつけてほしい。

・昨年度位置を変更することで鉄道事業者と話し合いを進めている。

・誘導チャイムについては、事業者に設置を求めていきたい。

〇どのように変更するかについては当事者の意見をしっかりと聞いてほしい。

・了解した

６５　あびこ筋から大阪障害者センター（大阪市住吉区苅田５丁目１－２２）にいたる道路（苅田３丁目と苅田５丁目の境界）について、視覚障害者が付き添いと横に並んで安全に歩けるよう、「ゆずりはの道」を止め、歩道の幅を広げてください。

（回答）

本市では、「大阪市が管理する道路の構造の技術的基準を定める条例」及び「大阪市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例」に基づき歩道整備を含めた道路整備を行っております。また、「ゆずり葉の道」は、生活道路での安全対策として、地域内の道路を歩行者系道路と位置づけ、自動車等の速度抑制対策として狭さくを設け、安全で便利な歩行者空間を確保し、快適な生活環境の整備を図ることとしたものです。ご要望いただいております路線は、全幅員８ｍの道路で、車道の一部で狭さくしている箇所がありますが、車道幅員は４ｍ必要となります。したがって、残りの４ｍを歩道として左右に振り分けているため、片側２ｍの歩道幅員としております。

現在の歩道幅員を広げるには、沿道の用地買収等が必要となり、多大な時間及び事業費が必要となるなどの課題があります。通行の際はご不便をお掛けしますが、ご理解ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

【質疑】

〇車道整備をお願いしたい。

・具体的な事情についておききしていく。

＜障害者の就労等＞

６６　大阪市の障害者雇用について、採用数が少なくそのほとんどが有期限の非常勤嘱託職員での雇用となっています。正規職員として長期に安心して働ける環境を大阪市が率先して作ってください。（文書）

（回答）

本市では、平成 24 年４月に策定した「大阪市障がい者支援計画・障がい福祉計画」において、事務職員採用を基準として、その採用数の４％を基本に推進し、計画的な障がい者採用に努めているところです。今後も引き続き、障がいのある人の雇用促進に努めてまいります。

６７　中央省庁における障害者雇用率水増し偽装問題が発覚して以降、一部の地方自治体でも、国のガイドラインによらない、ずさんな雇用がおこなわれていたことが判明しました。大阪市における状況を明らかにするとともに、雇用に際しては軽度障害者偏重でなく、重度障害者の雇用の場を広げ、積極的に雇用してください。（文書）

（回答）

本市におきましては、障がい者雇用率の把握、確認にあたっては、厚生労働省のガイドラインに基づき適切に実施しており、大阪労働局への報告にあたり水増しをしているような事例はありません。また、本市における身体障がい者を対象とした採用試験においては、受験資格を障がいの程度が１級から４級までの方としており、重度障がい者の雇用にも努めているところです。今後も引き続き、障がいのある人の雇用促進に努めてまいります。

６８　視覚障害者あはき師の就労機会を脅かす晴眼者の養成施設の新設・定員増については、認可しないよう国に働きかけてください。とりわけ、平成医療学園のあんま・マッサージ・指圧科新設申請については、引き続きあはき法１９条の趣旨に基づき認可しないよう国に働きかけてください。また、平成１０年の福岡地裁における、「柔道整復師養成施設不指定処分取消請求事件」の判決以降、急増した鍼灸および柔道整復師養成学校の新増設と定員増により、視覚障害者の生活がいっそう困難となっていることについて、大阪市として実態把握に努めるとともに、視覚障害者が就労による自立生活が送れるよう施策を講じてください。例えばヘルスキーパーの採用や、多くの市町村で実施されている高齢者に対する「あはきクーポン券」の交付事業などのように、具体的な施策を検討してください。

（回答）

大阪市障がい者就業・生活支援センターでは、相談者の方が就労へとつながるよう、視覚障がい者の方はもちろんのこと、障がいの特性やそれぞれの障がいの状態に即し、一人ひとりの状況に応じた就労支援を行うよう努めております。また、大阪労働局や大阪府雇用開発協会などの関係機関と連携し、障がいのある方の職域拡大、雇用促進に向けた啓発活動を推進してまいります。

【質疑】

○相談にのってほしい。会破棄を取り入れている就Ａ型がつぶれていっている。

・障害者就業支援センターで相談に応じている。雇用における環境整備は大阪労働局の所管となる。

６９　一人ひとりの状況に応じた就労支援を行うために、市内在住の高齢聴覚障害者の再就職に関わる実態調査を実施してください。

（回答）

本市では、６つの地域障がい者就業・生活支援センターと、これを統括する中央センターにより、市内７地域で障がいのある方への就労支援を実施しているところです。 同センターでは、相談者の方が就労へとつながるよう、高齢聴覚障がい者の方をはじめ、障がいの特性やそれぞれの障がいの状態に即し、一人ひとりの状況に応じた就労支援を行うよう努めております。

＜救急・消防・防災＞

７０　避難所及び福祉避難所における情報・コミュニケーション保障を強化し、各区の担当職員を対象とした研修はもちろん、各区でろうあ者が安心して避難生活ができるように、当事者の確認と合意を図るべく当事者団体である大阪市聴言障害者協会の意見や要望を確認した上で、避難所に聴覚障害者の日常生活用具である「聴覚障害者用情報受信装置（アイ・ドラゴン）」を設置するなどの環境を整備してください。

（回答）

本市では、災害時において、障がいがある方などの要配慮者への配慮がなされた避難所づくりに向けて、地域の自主防災組織や区役所などが連携して取組みを進めています。災害時避難所における支援につきましては、「大阪市避難行動要支援者避難支援計画（全体計画）」において、自主防災組織は区役所等と連役し、避難行動要支援者の特徴とニーズ等を参考にして、避難行動要支援者への相談対応、必要なスペースの確保、確実な情報伝達、支援物質の提供等を行い、避難所環境の配慮に努めることとしています。また、要配慮者の方への配慮がなされた「福祉避難室」を確保する等の対応を行うとともに、一般の災害時避難所では対応できない要配慮者のために福祉避難所の指定を進めており、高齢者施設や障がい者施設を中心として、320 施設（平成 30 年４月１日現在）が指定済みとなります。今後とも、本市職員や地域などの防災関係者への啓発も含め、避難行動要支援者支援の取組みの促進に努めてまいります。

【質疑】

○当事者団体の意向をふまえて整備をしてほしい。

・事前情報の提供の仕方，情報収集の仕方などについて、対策を具体的に検討していかなければならないと考えており、その際に当事者の方からもご意見等をいただきたい。

○防災ネットワーク会議など、障害当事者団体の意見が反映されるようにしてほしい。

・今回の災害では被害は比較的小さかったが、今回のことを教訓にして将来に備えてまいりたい。

７１　救急搬送に関して、聴覚障害者が手話でコミュニケーションが取れるよう、救急隊員に対する手話の習得機会を設けてください。

（回答）

消防局では、聴覚障がいのある方の救急搬送に備え、下記のような取組みを行っております。

（１）聴覚障がいのある方や、傷病の程度により会話が困難な方からの救急要請に適切に対応するため、現在、救急車内にホワイトボードを積載し、筆談によりコミュニケーションを図ることが出来る環境を整備しています。
（２）わかりやすい絵記号を用い、現在の症状や必要な情報について、指差すことでスムーズにコミュニケーションを図ることが出来る「コミュニケーションボード」を各救急隊に積載しております。
（３）救急隊が保有するスマートフォンに「救急多言語問診アプリ」というアプリを導入し、日本語を話すことのできない外国人や聴覚障がいのある傷病者の症状や傷病者情報を問診する際に使用しております。
この「救急多言語問診アプリ」に関しましては、救急隊員がアプリ中の「日本語」機能を用いて、傷病者の方やその関係者の方とともに画面上の文字を確認していただきつつお話を聞かせていただく事が可能となるものです。操作につきましても救急隊員が行いますので、傷病者の方やその関係者の方に特段の手間や技術を求めるものではございません。現在、救急隊はこの３つのツールを用い、聴覚障がいのある方に安心して救急車を利用していただく事が出来るよう努めているところでございます。また、市職員を対象とする手話研修につきましても、受講を促すため各職員に対し周知を行っております。

【質疑】

〇アプリ説明会の開催状況について教えてほしい。

・アプリは救急隊が保有しているものであり、講習会を開くような内容のものではない。アプリに関する情報については大阪市ホームページで情報提供している。

以上